土佐物語

自 七
至 八

四

利書門
類　和
號　二五〇七七
函　九五
架　一三
冊　一五

内閣文庫
和書
類　和
號　二五〇七七
冊　一五
函　一三
架　一函

内閣文庫
番號　和 25077
冊數　15(4)
函號　151 127

国立公文書館
National Archives of Japan

土佐物語巻第七

目録

蓮池戸波落城の事
日下淀と地蔵分瀬登りの事
公祝陣并五社の事
樗苑之宮の事
島弥九郎戦死の事
一宮再興の事
小島源蔵相模の事
東灘辺退治の事

明治十年蔵書

吉良式部少輔檜死の事

土佐物語巻第七

蓮池戸波落城の事

二条殿い安堵豊和睦破れて合戦ス及ぶと聞

所ゟ国虎討負生害有て北の方姫君い崽ゟく帰

雌雄しゟく有らんと

ゟ来り給ひゟ見い数の中の悦びとを聞へしさ

見ゟと親子の人ゟ明暮嘆ゟせ給ふ体覚して

恐ひゟゟく中座しあゟん去ゟてと聲い子之是

出眼前ゟ討せ全所ゟ見て暮を事ゟ些ゟ急ゟも

一度元親ゟ首取て国虎ゟ影前ゟ手向ゟやと宣

ひ帝京壁立耳岩の言(モノイ)ふ世の中なると誰しもと
とも申れとも弘治の城主吉良大京進親貞是を
攻て取ハ油断をハ知ぬ事なれハとて急き囲豊へ立
越かやうにと兼ふ前定郷常ハ豫州の諸将数輩
懇に親ミ給ひ其上大友宗麟ハ所縁の中ハ誰へ
ハ国々の勢ひ健さまり(ママ)ハ知ぬ大事ハ先
達て此方より酒盛向ひ給ふへしと申ける
ふ元親ハ給ひ申さるゝ所其理有とハいへとも一
条度の酒事ハ尊恩の家あるハ彼方より討手ハ
指越ぬハ力あるへ防矢射さるへしとハ兵雑説

ありくとて色見えぬ先ハ此方より引ん事
天の照覧如何あるへきと矢ハ皆く者ハ一旦利ありと宣ひ
云共心禍有之構て又縁を結ふへきと宣ひ
て座ハ立給へて親貞あきれ果てゐるを
懸思按へて謀居を認めて吉田大備後中島大和
を潜ハ招きやうへの次第ハ宮内少輔豪ハ比
へて人を計を給へ其人と名ハあれハ庭坪角ハ
ゐへて蓋ハ九よりも物あらんをの上第定郷短慮
ゐへて礼義あく高慢強盛の人あるをよと穏便
よりも有へうハ油断ハ大敵之史ハ宮内少輔

を謀り諫めもやと思ふもありとて謀書は取出し
方便の次第を語るも哀れにて両人共に泣涙おき能
ひとて同心しぬ其後親貞郎等共召て謀書を
渡し委細を申含め其身は豊後に帰国して居さ
りき翌日書方を及ひて元親が家臣共を召集
め四方山の物語して居座の方へ親貞家臣吉
良段助方より一ツの文箱を差立て申ける小段
助下人所用の事有て須崎へ罷越帰路の刻名譲
屋坂まて壱人の飛脚を従へ道の傍にて共に
休み居て是は何方より何国への状飛脚をと尋

ま[illegible]一条度より蓮池の城へ多勢あつまると申ける
間何事の沙用やと問ふに君より其許の長曽我部殿を亡き
殿居懐り深く其後と称し一条殿婚
礼と称し和睦の神水を飲ませ
し彼飛脚を谷底へ突き落し文箱迄奪ひ来るを
ると誠しやのみ申て拵立られは松田惣次郎請
取披て是を見るに其文は曰
長宗我部元親頃年驕動國民疾害民極奢従欲暴
悪之至不可勝言也今度不被誡後日之禍難計

黄門深嘆思召候谷豊州大友殿豫州河野一族
美庄法花津等近日可被攻刋豊内議決宣候各
存其旨守例法可相待御進發之旨御下知之呼
也
元亀元年十月十一日　安並左京
為松若狭
蓮池城番衆中

元親懇切紛ひ親貞の異見如レ此立ハ
力あり用意せよと宣ひ左京進任法ふ
と悦ひさらハ親貞ハ任せ急ぎ蓮池の城

ハ無取乏退代ハ致ス事ハ申されまじき宣し
く計らふまじきと許されり蓮池の城ハ吾州高
岡の境ありまた幡多よりも番手の士籠置ふる弘
岩と長岡雅ハ六七十町斗之内く左京進ハ存を
ふ吉右衛ん常ハ蓮池の番人を吉良の城へ呼て
饗応或ハ川狩鹿狩をして在番の鬱氣ハ晴させ
旅宿萬を不自由なきやうとて酒肴或ハ衣服を
送りて番人の心ハ引を見ふ平尾新十郎土居
治部神弥藤次是ハ雪ハ降ても智恵者ふ者ありと
ハ懇ろ親しくふ故て親貞ハ器量ふり帰ふ平

内務省

尾土居神の方へ人を出して迎来い障る事有て
罷豊へ越へ数日滞留せしの立ち相省るよ能い
に疎遠う打過ぬ明日谷活同心ゐて活来光ゐら
い両暮ば俗し迎来の極懐をまるれへしと云送
ま申あと土居い其比蓮池の城下妙蓮寺と云寺
よ約住備よ向ひ某の当卦の吉凶試見給いまと
云住持執て蓍策ゐ取出しし卦扨牒の後沿部よ申
まるい風雷益の卦を得て労功名成立有るへ
し夫と益の卦ら震巽の二卦相合し風雷の撃交
ま相助け日くゐ進て止さるゐ心有ま大川を渉

ま往所よ利有と辞よ見へ去其中善よ遷り
過つく致もるい益事の大イるゐ物あて次活覚悟
者るつしと申ま)ゐ沿部急ぎ心分撃屋川い
当国第一の大川之此川を渉へ約て立ち分の便ま
有へしと懸く当時の変を案ばるよ一筆約添
人法に連ひ盛勢日くゐ沿て衰へ元親い月ば逐
て繁昌まれい終よ一国の主と成らん器量之就
真偽碌不窺玉淵者不知驪龍之所蟠也とや当
家ば去く秦の家よ仕へい善よ遷り過ぎ政るの
理ありんと楽し沿し便宜を伺ふ所よ左京進よ

已ニ論ナキ者ヲヰ功ヲ考ヘ功有ル者ヲヰ功有ラサル者ヲヰ功ヲ論シ立身ヲ与セ已ニ随ヒ去ル者ヲヰ功有ラサル者ヲヰ功有リト言ヒ落サヌ様シ皆人取沙汰シ難キ儘リ有ルヲ其ノ上ニ覚ヒ畢竟一条殿閣主也ト雖モ器量ニ忠節無キ時ハ人ノ所謂操ノ如シノ有ルヲ親貞取持ニテ申ヲ受ケ聖清船ヲ悦ヒ入ル両人第ヲ汲部ト同意ヲ有ヲヘン一議ヲヲ及ヒ以皆一同ニ去ヒ永キ御ヲ与ヘ内ニヲヒ存ヘ一ヲヲ話シ難キ事ヲヘ一ト謹テ申ス今以後兎ヲ角ヲ御ヲ随ヒ事ヲヘ一ト謹テ申ス追ヒ上京進ヲヘン小弟ヲ十双給ヲ賞

ヲ使来リ次ヘ一ヒ大キヲ悦ヒ孫次新十郎ヲ伴ヒテ吉良ノ城ヘ一ヲ立舶ヘ一ヲ親貞ヲ以ヘ一ヲ餐応四方山ノ物語ヘ一酒ヲ傾ケ酣ヲ及ヒテ左京進申ヲ述ル多ヒ当時天下ノ分野地見ル英雄蜂ノ如シ心割執分必伐ノ時至ル也ト雖モ一条家騎奢甚敷風流物ヲヘ一ヲ弓馬ノ乏ヒ地ヘ一去ル人ヲ違武功多ヘ一ヲヘ一ト恩賞ヲ有ヘ一ヒ小弟ヲテ御ヲ事痛ク気ヲ武士ヒ弊ヲ立名ヲ揚ヲヘン志ヲヲ事有ル誠ヲ幸ヲ意有ル事之中村ノ若中

なれ合ひと互ひに趣旨を異にし連絡を取ることゝ堅く相約し元年十一月六日夜土居治部已下彼此申合せ極めて秘密に事を運ぶべき筈なるに其翌日ケ様な騒ぎ出来し甚だ心得違ひの次第なり尤も其方儀は其節病気引籠り居候趣に付其方へは申聞かせず候へ共其方儀も同志の者と心得居候に付其方へも申聞かせ候筈なるに

玉藩是迄見て遣し候を呼寄せ大藩の
引き立ちを以くせ志を述べ合を為者とあく
家先めと迎寄れを福井を立ち及び中村を
して落ち着き去程み大京進親貞吉良の城よ
番士が籠め和紙具鉄の蓮池の端へを移りを
ましてと蓮池左京進と申寄体文此所か大
平氏数代住み所臨終を大平大京進を申之
戸波の端へ長宗我部右衛親武入端して戸
波右兵衛を申寄体一条家此由が学統び大き
小驚紀宮内少か今何故か逆心が企らんと宣ひ

寄れ家臣共是か常よ安喜屋の敵あと元親
の首が國虎へ手向らもと申寄
義を深く怨と申ての事とら兼を兼へと申寄
迚か黄門嗚呼口か禍の門之とりふ事今更思ひ
当をらもと仰せ事を断て土居平尾仲か罪豊へ
仕へて後名が改め新十郎か佐波治部か肥後孫
藤次か加賀とを申寄体

日下波を地蔵が懐登をの事

其比何者の所為まや有寺人一首の高札よ
書て佐竹信濃守が屋敷久礼の町へを立ら

のきゝていゝ一条ゑとかゝる
まゝこん未だ何と信州
一条家幕下是なりて恐悦帰ゝ多ゝ戸波蓮池
の地責落さる事ゝ慢多高屋の騒動斜ならず
津野ゝ素ゟ内縁の由緒有て常ゟ書使ゟ通ゝ事
ゟゝ乱て降参ゝて幕下ゟ届を元親ゝ器量を立
て蓮池ゟ入て二日軍評定有佐川ゟ攻ゟ同所松
尾の地主中村越前地を出て防きゝ一戦ゟ去
負逐電ゝ則地ゟ攻て佐岡出雲ゟ入ゟ後ゟ久

武内蔵助在地ゝ同所三の郎の城主栄沢玄蕃丈
ゟ勇ゟ振て戦死ゝ城を安芸但馬ゟ給ゟ長後
但馬一揆の者ゟ討ゟぬ波川玄蕃ゝ村尾張守長
子川器左衛門右支三宮越前等其子筑後守触沸
左兵衛尾州入ゟ安積山内図書一族ゟ始め子州
境の山ゟ近攻ゟ先ゟ人質を出ゝ降参ゝ手ゟ
ゟゝ者ゟあらゟき直ゟ久礼ゝ向ゟ息事ゟ
策て攻ゟ日下の海を地蔵ゟ一見を〻ゝとて
立寄尚帳着て礼拝ゝ長後別当の僧ゟ始めゝて由
来ゟ尋ゟ給ゟ僧畏ゝ古来の記録縁起

国立公文書館
National Archives of Japan

ホ是ハ小由来ハ未タ之ヲ詳ニセスト雖モ元亨
釋書廿九巻ニ曰土州中村ニ有一宇安地藏或時
猟者得鹿入此宇熹(喜)啖噉自若(ごとく)其中一人曰尊像恐
恩臭穢乎一人曰像若悪之盍躍出避之時ニ帳中有
物躍出如鳥過諸猟一怪テ走追テ深中ノ中ニ落所(ち)ヲ見ル地
藏像有其長六寸諸猟於是悔怠改懺遠近来テ恭
敬供養(ス)云ク是地蔵菩薩ノ垂跡事之ト申傳ヘ然共家
〻ニ悉ク之事詳ナラス古老ノ傳ヘアル所荒ト
申上ル此旧ホ中村大宮ヨリ四丁斗西方
川向ヒ中村ト申所往昔地蔵鎮座ノ跡ト
頸然ト(シ)テ今ニ有ヲ其所ニ祠ヲ建テ鎮守ト崇
メ中之釈書ヨリ(ハ)ヲ始トシテ(ノ)ヲ悉ク此所ヨリ之丁斗川
向井ノ上畠ト申処ニ飛ヒ来ヲ給ヒシト云ヒ其落ヲ
深草ノ中ヲ光明虚空ニ満テ日ヲ戴ク如クノ之
依テ此所ヲ日ノ下ト号ケ又深草ノ中霊香薫(レイカウ)ヲ
ヲ故ヲ草香ト称ヲ其云ヒ国俗日下ヲ文字用ヒ
習ハ(シ)ヲ其後地蔵崇リ給ヒ人ニ移リ猟
師ニ一族悉ク取殺ヲントス猟師大キニ恐ヒ
一門眷属ヲ(ト)ヒキ(テ)毎日怠慢ナク恭敬供養ヲ(シ)
(ト)誓ヒ祀テ彼猟師出家(シ)テ別当ト称ヲ地蔵

を厨子に入て肖像を負仏一族の家々へ毎日供養して一日一夜供養して翌朝亦隣家へ送る是を事初りて当庄の中一家と雖も退転あれば必ず海を越地蔵と申奉又彼祠の辺りを今三抱余の樫の木有此木を伐て一説有此日下の庄に土民あり甚妻姑に孝事を尽し一彼姑纏綿病事あれば是を憐んの為よりの夜薬の事よりて等閑に取扱ふ妻是を知て夫のまつ者て薬を盗むと共有合見ば射殺せと云夫心得たりと弓を持て薬を盗む者ば射殺を吏を灯て是を見るに母あり母を悪て甚妻を忽射殺す母を葬て標を植又悲歎甚堪へて地蔵の像を刻み彼薬の木像を祠を帝都より仏師を招へて地蔵の墳の傍に一宇の堂を建て安置し甚妻後彼姑崇ありて妻の類族を取殺され甚恐れ夫も死して地蔵を毎日迎へて一日一夜供養して他の家へ送て初てよく恒例と成家業申伝ありと雖も魏志に是を誣説の事如此あり毎日冥を落し法施を当てさふらふの精進潔斎して迎へ奉り請待を永浄

内務省

取業の家ない竈ありて数月此経てを活宿せを
ふもれ者古様のとのい大きな悔恐也て身を慎
む心を設めて活宿地勢ふ時也心竈下を中之誠
霊験殊勝ある事言語道断の事なと評なや事
也い元親つくく此経を拝
れるく拝恩謝あり此谷向ふ所地前の至と給
ふ家くのこと一随いなと言事あり約束ま守
ら給へと活酒な備一頂戴して礼拝を為ら田島
を寄ら也別当の僧ふい別出物給ハ事ふ其後
所の老人を召て宣ひ事ふい昔伊豆國箱根の別

当當國日下の庄へ流ちまふりと云説有其所ハ
何所と申ふつると尋給へハ老人畏て其別当此
江庵ふて四寂へ給ひうと某ら及ひ多所の者
中傳ふ別当生國ハ土佐國日下の庄大和田の人
ふて若箱根の別当ふ依ら曽我五郎時宗の師
匠まて当ふ曽我十郎祐成同五郎時宗親の敵工
藤市郎祐経を射ふひ駿河國富士の估狩場へ羅
刹として権現へ祈誓の為又ハ別当ふ服ら為ふ
箱根へ参ら事ふい別当名取ふをくと権現の宝
殿ふて当ふ二振申請事て兄第二人ふと異此事

ふ十郎おみちんとて鞘巻を〳〵る此方刀と申
ハ木曽義仲の家ニ相傳の三の宝の内の第一龍王
作との長刀第二雲落と云方刀第三みちんとの三
ツの宝を秘蔵して持ゐるの子息清水冠者鎌
倉殿の婿と成て海道を攻登給ふと聞へ〳〵る
ハ義仲其初のうめき此みち人を權現へ第〳〵せ
らる一腰ハ源氏重代の方刀薙切膝丸とて二ツ
の方刀代〳〵不思議有て後名有中ニも薙切
リハ後ニ支切丸と号〳〵方馬頭義朝の代ニ至て
鞍馬の毘沙門へ籠ゐるの処ニ八男九郎冬若此

毘沙門へ祈誓有て夢想ニ得て給ゐる物を敢さ
ル特ニ当家の平家ニ追討〳〵て鎌倉へ下ゐ給ふ
所ニ梶原ゐ説言あて腰越へ追返ゐ給ひ〳〵の
真初ゐの者ゐ心の強山へ参らせゐる則是之と
て兵庫くゐゐの方刀を五郎ゐて給ハゐる斯
て兄弟富士野ニ於て敵の祐経を夜討ゐ〳〵大将
の陣ニ狼藉〳〵て其身を討ゐ彼支切丸出来ゐ
ゐ頼朝卿別当を怪〳〵と給ひ召寄せ事のよし
尋ぬ〳〵と申〳〵のハ別当大きニ恐ゐて潜ニ
山ニ忍ひ出ゐ〳〵の時宗ゐ取身ニ強〳〵ゐる

内務省

方刀を取持都の方へと登らむと志し
日下の庄大和田へと志し給ふに同庄石庵と至る
民家は立寄り休らひ給ふ所と傳へて
痛まる日数経て身心衰へ給ふは甚所かて還此
一給ふ真臨終ふ及て宿の主此近辺と家い箱根
の別当あるが云くの事有て古郷へ逃下る処今
斯く相果るこ此方刀ハ曽我五郎時宗の常く帯
一らる名剣こ九下の手に取傳ふ給き方刀ハ何
らん急き宮寺よ籠置へと指て活す事あらむと
云置て失給ふ主ハ是ハ生て連ん能設事と仕つる物

哉と此方刀ハ富家よ持給ふ能代物を取て徳付と
やと心中ふ咲とを含と知て方刀ハ持給ふ処よ川
端よ至て此方刀ヒ」とぬ事て川へ飛入り忽ち大
蛇と物ふ白浪を漲立て川上よりて登ふ事ふ
主ハ肝ハ消一急ぎ逃ふ事ふ
てきふ夫ふて大蛇ハ毎日往来の人ハ悩ます事ふ
一ちんと云もふて貴賤上下恐ふ悲しふ事
斜あらんいふよりて
老集ふ評議一て別当の屋
宮を建彼方刀の勅ハ辺神よ祭ふあらい話と給

ふくしとて社を建立し彼鞍弦籠等を貴賤群集して祭礼執行ふくしとも受納やしまひ其ふいの内ふい彼古刀鞘ふ入て大蛇ふ持ふ登りふ此古刀懐登ふと故ふして今ふ新ふまふくしとやふ誠ふ幸代の物語ふをふて迄ふ自ふ懐ふを話ふ自ら懐高ふして彼古刀を取出ふを見給へハ赤銅造ふをふて柄鞘ふもふれふを又ハ其ふふくふ替ふを授ふ久ハ玉ふ沖ふをふ迄ふハ四百余年を経てと古刀の威ハ粒ありふを大蛇ともありて不思議有ふくしと傳ふをふしと宣ひ本の宮へ迄ふくしふ入ふ迄ふ

元日ハ日下を立て須崎ふ至ふ五日逗留有て人馬の息を休めふ迄須崎と久礼との間川屋坂焼坂とて難所ふをふ焼阪ハ峻岳事屏風の如くふくしふて九折りふ名ふ久礼分ふ先ふ約人ハ踊ふ人の頭ふ踊ふ沖ふを一支ふ懐て向ふ時ハ万事と通ふ懐ふれハ久礼ふ着ふをふくふふふハ此所ふをれふ久礼ふ着ふをふくふふふハ天ふ翔ふ地ふ潜ふハ新ふを久礼の地ふ踏ふハ新ふを久礼ふ入迄ん事ハ男ふとふふれと諸軍口と

よ云事ありを元親いやく焼阪よ敵いきそや
打立ると云共其先うち進ミ焼阪を取切よ敵
寄人ともうち等ハ元親何と我衆ハ進らるとも
宣へい諸軍奇異の思ひをなしまりう寄手久礼
よ押入先陣後陣一同よ時の声なし山
野海岸よ篝火をて信濃守と闇を作り矢合勢を
仕事ふ叶いとや思ひ事ん人を出して降を乞
ふ各第々敵兵衛を人質由を出し事ハ後よ是ハ
学事い第て器量へ内通い仕りれとと中村の沙
へ汝恥て一矢射て降参しうるとうや元親焼阪

敵をあまと宣ひしを此故あるんと人と申事
ふかくて仁井田よ至て給へを遠近の諸侍集を
降参して高岡郡ハ御掌握よ落りれハ諸方へ
下知をあ既よ阿らんとし給ふ時よ家臣此勢
ひよ幡多を攻らるへと申事ハ元親いやく
幡多ハ一第ハ自領あて下ら給入参うれ粮
籍いあるよ及りれとそや後黄門卿し
召元親の心底の恥のしをよ仇を恩ひて報せら
ミうと仰事ハ此仁井田の郷と中ハ東ハ添蒲
越とて久礼の大山ひり峻しき阪の間数十町登

至て古社なる平地ある床渦神木山麓の川窪川
あと云村ある里ある田あり川流たり南ハ志和
手津あと云所へ下る事数十町北ハ大野見半山
津の山を後きたり西ハ片岡として高宮幡多の郡
境ありて磐折りて下る事と又数十町之下ハ伊与
木谷として西方ハ大山ありて三里の山川流きたる
是より幡多郡ある迄ハとして片岡の峠より遠見し
て帰らる事多くの大鳥井村五社と諸給ひて事幣
を捧ぐ神出ざる奏せられその後社人を召て当社
の来歴を尋給ふ社人畏て申ハく抑此五社と

申事ハく古老傳へて山づこの五社神と崇め事
ふ伊弉諾尊軻遇突智ある祀て三段とあるの山三
島の三社是ある又為五段各化成「五山祇中山祇
棟山祇正勝山祇離山」祇倉せて是ある五社明神と崇
め事ふ是土の全辞之と深き理をある神の古事
荒々委ハく演説仕難くある中宮ハ大山祇なて陸
また人皇七代孝霊天皇の第二の皇子をハ武
狭咽当と申事ふ真時ハ四国の名いまる別きて
惣ある伊豫と号をふ是ある封ぜられて伊豫親王と
申ふ薨去有て此大鳥井村ある此廟を立ふ後

小子識和神
売狭鳴命ノ
陵母ハ妃媛
某第陵同奇
媛ノ妹也
細媛皇后ニ
陵母ニアラス

ま中宮ま陵を移して一所ま祭ら伝之玉俗中
宮を伊豫大明神と中之親王の母細媛ぎと号
を陵社ハ是ら十一町斗北の山上ま有後世伝
誤て中宮の古の二社ハ大宮今大神左の西社
ハ今宮森の宮と中中の社を本社と称し左右の
四社を末社と称を又本社阿弥陀大宮ハ相撲国
大山不動今大神ハ大和玉伯瀬の観音今宮ハ三
河玉鳳来寺の薬師森宮ハ愛宕ぶて各座を中
伝等一ニ西部習合の説論ぎるべらを又五社
ハ仁井田五人衆の氏神と中伝一ニ東西志和西

甲把ノ記トハ
異ナル処アリ

ハ川内の城主西田亮吉ト云宗勝東ハ天日の城主
福良助兵衛宗澄ぎる志和ハ城主南波勘助宗
西京ハ城主西京摂津守貞清窪川ハ城主山内備
後守宣澄今の五人衆是ぎる扱伊予の宮ハ窪川
屋大宮ハ東屋今大神ハ西屋今宮ハ西京森宮
ハ志和屋の氏神と称して各崇め祭ぎ終ひき毎
年九月十九日祭礼ぁる昔ハ長岡郡仁井田ハ十
八里神輿ぶ雖ト事ぎぬ一年例のごぎく祭礼を
あしぇ多ぎて高岡郡龍河ぎて風波荒く往船を覆

へし數輩沈没をまぬかれと神慮い恙なく鈴等の
汀とゝろを終ひまぬれい拙い神の古心を叶いき
ふうと此事止て其後い高宮郡沢野庄三個瀬と
申所へ三里斗神慮ゆ僧(筆)(ママ)しゝの何の比よりか
のまゝと又止まり今い当所まて祭礼を執行し
ぬ拙て当社の縁起旧記と見えん考ふほうしま
くみとゝろ古老の中語に大槻斯のごとく
よみと玉ふ連ぬて述ゝれい元親感悟して社人
ふ引出ゝ此絵をまゐらす

撞花の宮の事

元親仁井田表巡見ゝまて堂宇の至まを給ふ所ゝ
撞花の宮とゝふ祠あゝ是ゝ安及び雪ふ祠之と
て老人ゝ召て縁起を尋ね給へゝ老人畏て申ふ
ふい此宮ゝ分て不思議ゝ物語有志和城主和
泉守の息女容色無双の美人ゝ西京幕府御
重介是ゝ娶て羽翼の語らひを成ゝ或時妻幕
府御(ママ)帰(ママ)あり暇給ふまへ
と涙を流しゝ申まれい幕府御ゝい心得ぬ事を宣
ふまの哉二世迄とゝ契ゝ思ふ拙い異心を有ゝ
やと云まれい女涙ゝ流しゝ申と恥参へゝ号と申

をぬ時いぶ疑ひ有夜く家寐屋へ通ふよありて何所ふ来ふとも知らをいつの間者とも志らそ夢とも為く現とも為く思ひ入を初の程い家とあと為へとを終ま踵ひ終夜ふふひ彼者帰ると覚へて夢覚いふ為やうふ為好い夢のとのこと思ひ〳〵よ一夜とこの久ふ事為く移り香のふまくをく覚為しつの陳ふ仇生の所為ふや有市ん家心とい云為うふ君と二世を者ハ〳〵おうふ誓ふ陳間器事ふ年ふいねぬ夜服を賜ひ急ひ里へ帰ひ鬼と角ともやと声を挙て泣ふれそ籐兵衛拇

を不思議ある事を少物語家と枕を双へて外家知らぬ物を儲ふやと思ひおうふ又不思議を有物ふひ様ふ祈禱をしてお〳〵ふふ女房ハ只物思小気色之比い大永七年三月廿三日未の刻斗の事ふふ女房籐兵衛おうひ世の中のもうふき事ふと語りふ為ふ何心ふく立て様の方へ行なと見送い庭の梢の立ゆ平地を行ふとくふ歩をて塀のうへふを立うそ市ふ籐兵衛驚き走と怒り引留んとしふれいをふいとて塀ふ乗飛落ふを見送を世尋斗の大蛇と成

て淵の底なを入る者多く思議としあるの
あるを下女もしき共い大きな驚れて逃入る者藤
吾衛門いつもの姿を見しこの共流石名聞惜きもて
十方よりもてて嘆き者故斯て程経て後女房の
父和泉守の常々召仕ひし次郎助と云下部草苅
より出帰りて鎌を落しあたりの辺を見まとあの
きれい草をかけて尋る所か覚えを浩くうる野
より出う四方を見廻せども見剰ぬ所あまい帰る
あとをもるを見まうせども外りあるの夫ある藥地
有り立門を始め家作を結構りある計あり門内を

見まうと人壱人とあし奥へ立入所へ壱人の女
機織りあるを見あるい次郎助あと問ふりあを
きれい藤吾衛門の妻あう次郎助驚き何とて宅へ
御ふせみふを君失ふせ給ひて後い居両親君は
嘆き中を中く詞あく居毋君い給ふ歎き死ふ失
給ひ後いぜくせ給へ居候して帰国致いんと申
ふれも女も涙を流し家かく倒て後い親の居歎
き推し量て明暮悲しくあう陰間あと思ふ
そとよされとと前世の宿業あれい力あし責て
い此者様あう命あう子供繁昌して有ふ

事なども多くせ申しい法華を休めまも安思
ふといつゝとと再び人界へ音信を多事叶はい
是のミ悲しく思ととよ今日は是の殿をはみや
うしなとて是よりて世界はうち北よあとやうし
ゐ例の主人をも慰め眷属を引具して多くも
らを結き踏まれも海よ此事をもよ思斯る野
辺を父君よはゝ百男小姫りの方便まて海ゝ縁
を此所へ隠しまゝ其縁い此梯(はし)を怨て有里取て
帰りて此有様を悉くよ父君へ申よ構へて他
人へ語るあとやまをも思ひ次郎助叔法子達い

何所よ法座をと尋ねるゆまよ昼寝して居
るとと有るを立寄て見れ小蛇いくとも多
く踊り重なて卵て有里の色とうち斜
とまるぬ躰なていを殿の古留守ゆ写よ古々へ
踊らせまへ日供仕るんと申しゐまい女涙よ
せひ気をもい男へと再び人界へ帰事小成
ぬそとよ海い夜ゆ踊りを給いぬうちよ急き海ま
と有ゐまを此まい力あしまゝ又く整気ゐ安いめと
立出しのい女い名殊をしゐまを見送里ゐる次郎
助四五丁歩まとおりへと事ゆ川端よ出よゐ多

跡を顧りうるとも来りうはあをといつくまるん
州よい水流も谷よい草のこ茂り甚幼御いあの
きりう次郎助恩謝よ却りひ友達よ斯る事よ
逢ひりるとと語うりれい咲くり此舌を震いそ若
をりる何事うらふらんとと云疑を有りう斯る所
よ次郎助婦よ物よ狂ひの様よ踊り狂ひ已し様へ
て人よ語るあとをひしまり此は悪ひ奴ッこのるとと家
住方へ連幼くへしと大声峯て嘆りしの甚夜幼御
をあるを笑よりう恐るしまるとと云斗るし蒜若御
是ば歩て妻女い蛇道へ落らる事候ましをない

ふあるふ業因うやめるるん責て苦しとを助事や
をあと此祠を建て権苑の宮と号ら思ふをあ
き心うと有らん蕭若御と深く歎きりひしの程
あく空ふあう子とあうりれも甚疎絶て地よ
住も人あく女の文和泉守等も悲よ堪を志和よ里
よ天神の宮有れと一所よ祭ら篭て北野天神
今天神とて一社の内よ社檀を双へて床座ふ甚
後蛇ふを免ひうるよう新よ床託宣有しを誌
人義ら有難き事肝よ銘しなと申々るる元親さら
と西京の地を見るへしと立入見給へい此地よ

鮭山の屏風の如くあふ切岸より立ち塀を廻
らし下は稗の果の湖とて深き事量り知れ
ず碧の色藍をおせる大蛇の住うとおぼしき
所と覚へ古より斯て元親高岡郡の城へ往来の
下知をなし岡豊へ帰りぬとぞ
島弥九郎戦死の事
曽子曰人之生也百歳之中有疾病焉有老幼焉故
君子思其不可復者而先施焉とかや
縁の身心は任せ奉るべき旨子島弥九郎いつ
もの病を深く心快く

らず医療様々あれとも次第〻〻に増加
顕はれて竹木の如く骨
ゐる間暫く都へ登せ静に治療を求めんと旅粧
ひを引繕元亀元年の春や比伊予より艘
漕出し実や一葉舟中載病身と白楽天の作もし
い哉身の上と思ひやり西寺東寺の法崎をを過
て阿波の沖へ至て居る所へ俄に風替り流浪れ
き舟を捨て海部湊へ着居る所へ海部城主越前守如何
哉らん事甚勢百騎斗にて押寄せ閧の声を挙

け長嘗家部元親等島弥九郎と見ゐい僻目の是
い海部越前守とい家事之元親は宿意如う同姓
の筆あれい壱人と始まさ〳〵と弓鉄炮を放し惣
うち〳〵事一通り降村雨の板屋如過ぎるとお
らを弥九郎い痴の床と那らぬ〳〵のかつさと起
き船端よ立出何越前等の宮内少よ意趣有て某
よ敵をるとや遺根の子細い知らねを兄弟の事
ゆえい去ぎを者多〳〵真所を引くあとといふ体
よ主従惟よ三十余人物の臭ひ〳〵と指堅め弥
九郎声を峯寺家子馬の家よ生迄病外よ死をい
ま怠ずん戦場よ八命を落し事武士の本懐家門
の辱目之死を一き前を失ぬ事を以て後代よ
名を汚さ今心至を一き朝よ廻り原書開ゐ死せ
よ聴〳〵て人よ笑ハるあと言先をて陸よ上り郎
出共何の惜み余ゆい悔も〳〵と切先双〳〵歩上
り大勢の中一怒入り引組く〳〵刺違〳〵一足と
退のを枕を双〳〵て討死仕潔ようし〳〵挙動之越
前守い頼と切ゆ郎ゐ若干討ぬりれとと弥九
郎を討取り悦ふ事限あ〳〵柳越前守宮内少よ宿
意何事そと事の起りを尋ゆる土州安喜の領主

備後等ハ元親ノ為ニ討ヒヌル海部ハ玉虎ノ一族
ナレハ安芸ノ落人海部ヲ頼テ居ルヲ多ク元
親ノ舎弟ト学テ旧主ノ仇報ン為ニ謝罪ヲ勧
メケルトゾ聞エシ
一宮再興ノ事
古信濃入道覚世草創ノ始メ長岡郡登向ノ所
ニ一宮ノ神主社人等責ヲ免ニ降参シテ土佐
郡ノ内一番ニ手ヨリ入ヲレハ大明神ノ当家ヲ

守護サセ給ヒシ所之ト信心ヲ凝シ多思召テ向
ヒ所降ラセ給ヒシ事ナレハ政ヲ所傾ケヲトリヒ
事アレ野草ノ風ヲ加ヘラル如クニ西中ヲ政靡
キ跡ヒヲレヲ弥拝趨ノ礼ヲ重クシテ益明隆ヲ
ヲ称ラセ給ヒケルヲ一宮一位高加茂大明神ト
称シ奉ルハ延喜式神名牒ニ載スル所ノ都佐坐
社是也日本紀ニ土佐大神ト云モ又此神之御事古
事記ニ曰大長谷若建命（雄略天皇）坐長谷朝倉宮治天下
也一時天皇登幸葛城山之時百官人等悉給著紅
紐之青摺衣服彼時有自所向之山尾登山上人既

等天皇之匈籌亦其裝束之狀及人衆相似不傾尒
天皇望令問曰於茲倭國除吾亦無王今誰人如此
而行即荅曰之狀亦如天皇之命於是天皇大怒而
矢刺百官人等悉矢刺尒其人等亦皆矢刺故天皇
亦問曰然告其名尒各告名而彈矢於是荅曰吾先
見問故吾為名告吾者虫悪事而一言虫善事而一
言離之神葛城之一言主之大神者也天皇於是惶
畏而白恐我大神有宇都志意美者自宇都下五字以音不覺
白而大御刀及弓矢始而脫百官人等呼服之衣服
以拜献尒其一言主大神手打受其捧物故天皇之
還幸時其大神滿山之末於長谷山口送奉故是一
言主之大神者彼時呼顯也云々土佐風土記曰土
左郡家ヨリ西去四里有土左高加茂大社其神名
一言主尊トス其祖未詳一説云大宍六道尊子味
鉏高彦根尊續日本紀曰天平寶字八年十一月庚
子徙祠高鴨神於大和國葛上郡高鴨神者法臣圓
與其弟中衛將監従五位下加茂朝臣田守等言昔
大泊瀬天皇雄略獵葛城山時者有老夫毎與天皇相遽
爭獲天皇怒之流其人土佐國先祖呼主之神化老
父被放逐於是天皇称徳乃遣田守迎之令祠本處云

々釋日本紀曰歷錄曰雄畧天皇四季庚子春二月
天皇獵于葛城山忽有長人面形似天皇々々告是
神人故問何處公對曰現人神願称皇諱爰勅朕是
雄武尊長人曰僕是一言主神也遂與盤于遊田言
釋恭恪有若逢仙日斜田罷神送天皇至来目川群
臣各脫衣服献神拍手受之凌空還一説懸一袖来
而受之是時咸知有德天皇矣或説云時神與天皇
相競有不遜之言天皇瞋之奉授土佐神隨而鋒神
身已隱以祝代之初至加茂之地遷于此社而高野
天皇天平寶字八年從五位以上高加茂朝臣田守
等奏而奉迎鎮於葛城山東下高宮岡上其和魂者
猶留彼國于今祭禮云々國記曰雄畧天皇即位二
年戊戌奉移鄉者誤也多氏古支記曰天皇一時獵
葛城山向捷之上有如天皇儀者被此同容天皇大
異遣使問大倭之國豈有如朕之人你是誰何與朕
同儀耶大神呼答之辭與天皇聽聽更問然則称名
之大神答云先問吾汝也宜先称之天皇勅答朕是
大倭根子雄武天皇也大神答曰是吉事一言凶事
一言放之葛木一言主之神也天皇大驚下馬而拜
百官羅拝大神答拝又如天皇而射狩山獸言相通

者蓋疑此時有不莱之言乎論者曰夫神祇者陽陰
不測與寂寥虚無利用出入民咸用之者也難懐自
然之聡明蘊自然之猛烈而不得勝於天皇威而慨
心質迷冥之境降(従原文)譲邊鄙之邦是所謂剛而柔弱以
蒙養正妙万物為言不可以形語者也而今女巫計
利假威宣談(まま)翅俗迷溺流弊不止非銷禍招福更調
氣和物之本意者也今乃正月十五日
立例百姓相聚行射禮於社下五月申南畝功竟之
事月之上旬責封戸調物國司心向自古城蹤云々
古老伝(つて)当社の因縁有るとを思い代くの
帝王造偏仰陪座(つて)昔い大(原書闕)王を驚き高樓金
銀以ちてもの燈明の光日月を映(つ)音楽の声溪
泉を響き執(ま)幻神主社僧鍋島國実社人として神職
六段よ(つ)て七十五人の七百五十町の社領を
寄らも一年ニ七十五度の祭礼を為を西内中五
日を射礼始り七月初三日正祀としく神輿を乗
せ奉て十四里坤の方高宮郡浦の内の入海よ促
(つ)船中ニて祭嫁始り是ゟ后船遊びと云伝て陸
船大明神吾申之時神を土佐ゟへ移(つ)給ふ
多時は船出浦の内へ寄則其所ニ宮を建て加賀

と号して崇め奉るに或時吉神舞顕れさせ給ひ此所は家の心よろしからず此石の落止るを有る名を取て此石の落止るを有る名を取とて良の方を向ひて投給へば十余里を飛て今の一宮に落止るこの故に此地を宮地建立まつるべしと知らせ給ひしかば即宮地建立まつり祭礼をなす一天平宝字三年丁亥例の如く祭礼をなす所は吾川郡土佐の神社にて縁起に風吹て舟を覆さんとせるに名村より吉舟物寄て磯伝れども語ず此所は赤木山の柿一根数百群

生出て神人を喰しかば恐れ叫ぶ声神高々と叫ぶ声あるゝと此事止てまた甚後一宮より一里南の方出居郡五臺山の麓に祠を建小一宮と称し神輿此所へ渡御して浦の内より一宮へ移る時此所へ吉舟を寄せる故とぞ星霜移り雲霞既に古びて志うと近年五破も民煩て茅草街を動のし鯨波山野を響せしの八神社の参拝礼をなく成行て当社いつしかの廟宇傾き門檣半ば朽て祭礼も怪宮の境内五町余の馬場も二三町迄吉舟も廻りし

て唯其規式斗殊て神光衰へ給ひ事尠き元親
再興有るへしと評定せしかとも世の 原書闕
依て兎角延引有る事なき文禄六年の秋東山
の軍士一宮村民屋并焼拂ひ餘煙当社の境内よ
及て本社末社神人の居宅迄と雖も仍回禄せし
さい元親深く恵ひ給ひ造営果す遂ふるへ
しとて京都より大工棟梁
彼師を呼下し同十年丁卯十一月十五日参初元
亀元年庚午九月十三日棟上有四十座の末座二
王堂護戸堂鐘楼堂三昧堂経蔵宝蔵回司屋天上
屋厨屋経所井屋東西塀門一ノ鳥井二ノ鳥井三ノ鳥井
三重塔神宮寺也福寺一和尚神人の舎屋迄至迄
春秋五歳よりて土木の功成就を立人の妙を極
め丹青の錦を媚し事れい云語道断の壮観之雑
人京田宮の境内へ入て竹木を伐牛馬を繋き時
宮よ蔭書堅く禁制の高札ゟ有るも元親参
詰有りしと仰事れい弥宮を汚すと昼
夜番人を付玉ふ成人共い雪よう
相詰め暁天よ庭の塵ゟ掃ふ事も也
清め事ゟ所よ宮の来の木ゟ枯れい何者の所為

うや有まんりつの宮よりおい書うをれん大文字
ふ一首の歌をそ出分りう挿あふてお及ふ所と
ゆうをお思縁とりあをと愚このあう
元親も考紀う矢の家ときく
再奥まてとの一の宮の子
彼人音是ぬ見て大きよ驚きお宮よ落書ホをせ
写まる為ふ番人ゆ分宝ふ新ホ思議ゆ
ふ事を知らを仏事兎角詞ふ述らもんいお成罪
まを降ふへき為紀ふ人物学て是を削らせやそ
ふ来本を取捨やをはとうをく誰漢ふ多真

の時刻をおりおれも先番人を捌て宝ひふ鬼角を
ふれうふ元親参詣有て神楽を奏し神拝事終を
住宮順見ゆふ老臣畏て名の次第を申おれい元
親立寄見給ひ是ハ不思議の事共也何様人間の
所為とハ見へ不数多の番人分宝と云孫更尋常
の様の及ひ難き所あるを元ふ雑人の所為よを
せよ命の辞元親ふ再奥神意よ叶ふと覚へうを
番人の科よ非ふをとて縄を解おせ給れひふ
取て祭礼執り行ハふ玉中の貴賤参詣ふ神威
弥頭ハま給へい霊験ふ多く明ふ此へ一と神

意を賜はらんことを神の人の敬を係て威を増
とかくの事をやめ中のされい人を神の徳を係
て運の係り理あれい人を秦家の繁昌武運永久疑
なくと御ぬ人いあるべき神職社領先規の如
く祭礼旧式を経せて怠慢の事なく長後当
社造替あるべき共彼来水物を取替九拾九者り
と差ル

一 小島源蔵相撲の事

元親い常々相撲好嗜て士民を寄ち取手を集
め見物有真頃泉州小島源蔵とて天下名ゆ得

ち相撲取ゆを五畿内より手を見るものおうを
くれい東西より支ち北国西国修行して取
廻ふち権現者あるべしのい南海道物望ち土佐
西より来て第一の濱と云所ち宿を取て居ちりち
元親此ち聞吟召寄せ男の躰を見ち
為ちと有ちい源蔵執て出仕して巻物二りおく
百三十を進上を家中の取手共ち召寄見せちち
ち男の生ち六尺四五寸躰ハ右体ハ厚経並
て着ちち喜比ハ四貫ノ褌せちち是ハ見ち
入ちりちとうや巻ハ廿八九と吟ちの面ち

まへ、四十斗なそ是へ、うち力ゐ百四五十人力
者と云料理給小まて前の濱へ帰まかり
うかゝう見て驚く斗之元親宣ひ事ゐ是迄
く来まうゐ多之相手ありてとて迫へてゐ家の恥辱
之是非ゐ取せまやとて家中の面く招召寄せら
れ其比取手と呼へし神岩三郎大衛門久万豊後
玉津三河久万兵庫出崎磯之助宮地弘助宮崎善
兵衛江村小備後長曽我部右衛等ゐ中ゐと
磯之助ゐ八十人力右兵衛ゐ磯之助ゐ遥増りた
り男ゐ大すゝと源蔵ゐ劣ら江國中一の大男ゐう

又小備後ゐ去れ長濱の合戦ゐ次帆の船の橋
の轅(従原本)を取て大勢ゐ中を打払せし者ゐれゐ力の程
ハまうゐ事ゐ是外の者共何思ひ劣ら強力也
此ゐ者如何思ゐやと宣へゐ此中ゐ右兵衛ゐ
ゐ外ゐ源蔵と一組仕らん者ゐ覧へそと皆一同
ゐ中々れゐ者共兵衛武と右兵衛ゐ若
取員ゐ於てゐ品名字物も帝のへ家発ゐ者共
天下ゐ員名ゐ得人事旦ゐ店家ゐ瑕瑾旦ゐ私ゐ
恥辱之と謹て申へれゐ元親理りと支しゐ時宜
ゐ寄ゐへ誰ゐ相手ゐ出江へきと仰ゐれゐ

久万吾庫進と出候政仕見候へ扱取様いの
よと宣へい吾庫のやうな大力の相撲い必
力ば頼めよて細手をとらぎる物之唯大手
を弘ぎて廻と投処を捕取仕るへ取得ら
んよ於てい負ぎまじと中を兄親吹絞び大力の
者よ逢ても大様よ宣ひうる様よい成うとうる
へうれうと先頼毋母と宣ひて若退出へ事ら比
い天正元年八月十八日器豊の場下大の場よて
取らせらる約司い福留隼人武正の出立ゆて是
ゆ勤も兄親い北の室一段高く棟器物構い見物

有近郷の士下群集せ之源荘裸よ成て出事ら
諸人肝ゆ潰へ是い人間ゆていあらし鬼とうる
ゆゆやゆうんと中ゆへ事ら聞て相撲始ら久万
豊後国沢三河出てと源荘二人あうる同へ手
よ安くと捻ゆらる事時吾庫当出る五尺八九
寸の男ろとと原荘と立双ひ九ら互い二王の筋
よ小児の遊ふる異ぎるら対場をへきと見へさ
そうる唯一個の勝負あるへ尋常よ止てしう
んよい志りぐと見物の士下呼き兄親と手よ汗
ゆ握と先づを吾んて活産へうる源荘筋の如く

同じく手を拍かんと大手を弘け絶と待んとする
庫近付くに手先を會釈ひ二三度廻りける
庫時分を見て源蔵の両手の捻をとらんとする
源蔵引放さんと引もぎて引き取らるゝ所を放
さず源蔵北の方へ廻りる時余り強く引放せ
んとかく仰く所を答庫取らる両手を捻差下て
四ツ結を取て元親の前へどうと投らるゝれば
源蔵の思のごう揚と元親の立筈を打破りた
り其時見物の上下一度に仕と関の声を挙げ取
うとや答庫投らるゝ久万度と勢ひ叫るも静
まるを元親悦限なく当座の褒美として答
庫に持長刀を賜はる依て当家源蔵より帽子五ツ鳥目
拾貫給はる其日は悦びとして家中の上下
登城を元親答庫を召し此度の手ぶら比数多
高名あり相撲ハ遊戯の業とはいえども互に勝
負を決する上ハ戦場の組討に異ならねば油断の手
うらを以天下の外聞家の面目を施しぐ事偏
諸國を廻り取しぐ事他に超たり答庫ハ名
日本一とよばれ自今以後相撲を止ると宣ひ
て知行加恩有て答庫ハ名を挙るなり

東濱辺退治の事

天正元年の秋元親東濱邊退治有〻と雖豊を
お立給ひ吉良川西寺室泊崎濱野根甲
浦の一揆共此由を聞て相催し尾崎山を陣と居
て待懸〻る元親小一揆是迄取出〻きと思ひ
とゝまれ先手谷衆越馬廻を小性まで中山迄登
らるゝ處谷衆の陰〻る吐と喚て突懸るを各是〻
と色めく処中島子一吾御川田與右衛門福島甚
兵衛高先を鏡を合せられ殊外輩と同〻く候
て突掛る敵味方入乱れ押〻押〻の黒煙を立
て二時ばかりせり合互に勝負の見へさる処に
元親馬を乗出〻敵を跳ちらし羽根の領主一条但馬寺其
堅〻と惣軍一度に突ちらし羽根の領主一条但馬寺其
古佐古を追ちらし羽根の領主一条但馬寺其
兼氏郡内輔の楯籠る尾崎の城を押寄せちらし其
水よきあしと責ちらす間人質を出して降参を先手
より加藤吉右衛門吉良川城主安岡彈正其子源兵衛城
を出て降参色〻是と同〻く先手より加藤吉右衛門
津呂ノ城主を明て退きちらす北村見富を祭良士
の土居より入高多此見富と申ハ甚先西寺の住持

こゝの落遊して武士と成事なりや室津城主
室津半三郎が浮洲堺耳崎二ヶ所に城を構へ番
士を籠置真身が室洲の堺に楯籠り逆茂木掻楯
を堀せ手鉄炮を構へ主元親猛威を振ふと是
を東へ一里と入と立ふさがりて静まり一つて待
懸らず元親使を以て洲留室津の警動のふ唯一息
に踏倒せと阿州迄の見懲なせんと乗責と責寄
せ昼夜の境なく揉ぬとんで責入事数度共
寄付破らざりしかば時の暇違之と筆を鉄石の如
く守て防き戦へとて寄手ハ日を余ふ大勢なる
ハ終に押破られ室津の一騎当千と頼ミふ宮
地兵蔵治ハ並生の侭差次就左衛門を討ハ
ハ半三郎力及ハ以甲を脱手の弦を放一降参を
津呂東寺三洲堆名ハ降参して人質をふらしめ
置豊ハ帰陣ハふ

吉良式部少輔横死の事

斯ふ所ハ招主壱人置豊の城下道の傍ハ畏て居
ふ若士立寄り何者ぞと尋ハ是ハ吉先式部
少輔の墓ありて祖家没落の後立寄ふ方なく寄
浪の身と成て参ふ当家ハ召出ハ下さふ様

よ江取次頼と事ありと申ける此由披露申ける
元親仰事ありけり辰巳近習之總右衛門尉を
召て家を謀りて来るもん急き追返せ〳〵と宣
へば主計擬ひ古理を某阿州へ立越古
良谷へ鴆毒を乞ふ由を以ひ討取る估疑
ひ如歟事らんと言捨て立帰るれて色く
菓子を調へ鴆毒を交へ一箱を入撰て勝端へ
急き事ありと痛ハしや辰巳雄鹿の角の束の間を
別るて有るへきこそのかと思ふ中絶引別も堪
ぬ思ひよ外況や其方の空迄もと諭めも

もせん終ひの坊主を相伴ありて斯る時有
様を責て見事らん者よ余しとて一器を持ち
けるが神ならぬ身の悲しさ毒を害を知戦と
夢さと知らぬと各ある旧恩故もあれも
来るら坊もし詞よも尽し難しと一器の菓子
を賞味して終夜語り明し翌日坊主は暇乞して
帰るしかば昨辰門外よ送る迄名残の泪もあ
へれ其日より苗辰は五躰疼の如く成て五臓湧
あさらく云腸燃るが如く筋骨苦痛して三日と
申よ終よもなく成給ふ事もと

之茶を小働よ隠も居て此由知大よ悦ひ急ぎ
居豊へ来て吉良殿よ鴆毒なもくめて急よ失ひ
故入道殿よも以来一念ようけられし然
れ敵を亡
ん事天晴忠の者よて候厚く吉恩賞ト給ふへし
と高名頼めとト申ふ元親此給ひ主君を殺逆の
者天地入ともさる所詮論もあよも望も所の恩
賞よも大盃をもりくれ一しと益悪の功証よい次
ふよ依止て唯打て捨よと大声ト呼てのたまふ
て坊主此て大きよ驚き立て逃給処よ若士二人
追掛三ノ九の門前よて打捨よて天罰道あく処

土佐物語巻第八

目録

中納言殿放蕩の事
黄門卿出家の事
一條入道殿沈落の事
中村陣因政朝臣大津の城へ移る事
嵯峨山ヶ谷加久見ノ砦見石の事
崎濱合戦の事
所〻一見の事

国立公文書館
National Archives of Japan

土左物語巻第八

中納言殿許放蕩の事

一条従二位権中納言兼定卿八即諱を改め康政と号せらる元来此卿を生質雅薄ありて常に放蕩を好み人嘲を省みず日夜只酒宴歌舞に耽り又を山川に渓流を事とし軽薄男色女色許(ばか)を殺し近士の輩まを主従の隔なく唯親疎の如く肩を推膝を枕或時を男女を集めて其中に古文を参礼の庭設法の道儀みな源等を著類被りてしく諸人に交

内務省

内務省

を男は近付き如何なる御用の儀にや御尋ねに
人を起し初めしかば如何にも怪しき体に
を立ち行かんとせしかば如何にも
しく挨拶を致し掛けしかば彼の者逃げ
来る旅人を見掛け立ち寄り被り物を取り
ものを奇特なる者なりとて鉄砲を打ち
人を馳せ来たり打擲をも加えんとせし
ども如何の科をも免さるべき旨申聞
せられしかば大小共に差し心得
見え候ゆえ有り合い居合い抜きにて
一門九拾三騎を引連れ宿河原長者の許へ打ち
屋敷三日の酒宴曽我十郎の思いを
見え黄瀬川をめぐり一重の争いにて今迄の世話
と感ぜられ候間白髪頂にても忘れ難き
恙の道也然る時は男にして
座ありきたる如くと古田の筆跡にて書
置しを家内の中にも取り分け
を家内の者にも知らせ置くべき旨申聞

国立公文書館
National Archives of Japan

の酒宴を何と為す哉と宮へ参る若士連を出
席前を先一つ二つの事を聞き又聞き
見る事多く宮を退門と申百姓の娘中
も十六年十七八と見受くる其容色の
急々年々の増まさる容色を百と云所を取
ら名を給くと出申上まを黄門早四時
何と洲も見る事ならず問舘へ参る若士二三日以前
より兎角有之平田へ宮越被為入宮参へ
参と云出る葉を見て門へ入る事なり人家
を思われを見る人沸

る故申れ為何と史まを妻を望む者を妻
宮へを見る者聞く人望めを為くへ共
り成兎角中有之ん遂を話合を事り富業
者石油窓を蒼られく帯を人ふも見受若江前
へ集会を望むと云申れを黄門へ
られく聞き早見ん為を阿漕連をいく
明日行を見んを宮へ参り程く数多く
百家られ独を魚申れをいく片時も早
く見度き為く外へを不学ありく保養のまの為居
る様為しく主使四人旅人の内を様を書く平

思くも夢の如き物語を聞て出掛を延ま
しの此人々を見舞ふ為入ま来り我ひを此世の人
わを汁也黄門公知ら給ひたもふ事ありの
忘ま〻ふ事ありま〻ふ事ありの
右衛門う家よ立寄ま〻ふ事ありの
ま〻鷹野よ仮宿有源右衛門う宅よ
斯く仕向宴酣よ及んを
をやれふ折其時若士よ所目能り有れを頼
ま仕ふ事源右衛門う妻娘も共よ出ま〻所望頃

載せよと言ふれを畏く装束を改め親子出歌
を出ふ雪を砌ふ事ありの
雲の賀つふ舌のふ事ありの
乃柳の緑よ至よへ二芸形望頼色ありふ酒
唐土の楊貴妃もふ
その事よ二日ふも見給ひ
ふ〻ふ雲ひふ仕膳よ酒瓢ふ給ふ先世ふ事
其後雪ふ至ふ給ふ仕舞心得ふ事ふ
汁よ仕ふ雪を和ふふよひふ〻ふ
業ふふ事ふ

持ち来たれば、
[illegible]第へ指上げ、
[illegible]なりとも、
此時、
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
早急の事なれば、
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

事の起より如何ようにも当時自国他国
共に隙を窺ふ折柄なれば平田へ日ならず
八百沼卿旦那を頼み参堂唯彼此を言ひ
と申す訳廉政閣下へ名沼の申訳一つとして心得
ざる今の世なれども言ひ募りきたる物
ゆゑ此比も平田より島等き故は警衛を行のも
也全く此も迷ふより起る故障を何ぞは於て
城中より減ふ為に減隅宮行を
頼もまたん又政務の事八沼等より第く仕を
こと神も程よく計ひ為に我が儘ども乃ち

と決定を主ふ宗三位殿を見送り候先祖
より出仕これも所労と号して日く平
田へ参堂雪を踏分け参堂の事ゆゑ一家内の者
衣と泥を押へく退出を其後宗三を初家老共出
仕これも所労と号して日く平
田へ参堂雪を踏分け参堂の事ゆゑ一家内の者
日ならず病を申立て督の病此節を苦しき日
妻をおしも政事を執行ひ老臣より仕をされ番を近士
も勤ずも礼日くの勤も全く止候様
畑伺ひとして平田へ参る者のより使者を遣ふ
着のより行者源吉御門より宅へ立入候様

と音問絶せざる者もの多くこれ有り候中村
の城へも番人の外も出仕する人更なく皆一
も角まで一軍家の滅絶を歎き悲しむ人も
しかり

黄門侯出家剃髪の事

去程に家臣諫死第一又有過子之諫
而不聴則歸泣隨之君有過臣之諫而不聴則其儀義
以何去とも御心安く相傳の重宝なれ
ども去る為また道あり君無道不可不臣危角牙
を折く施む為一如くこれ去る事比干の如く胸を剖

きんを吸害也其ごとく君の不義を見て諫
めざれば臣の道なりと一途に思ひ定め先妻
子家僕をも御を捨て出で一身を全ふ
なを常一生の業東より城中へ集りこと
数百人皆平日武勇の者ども也されば若士を向ひ今日
中に評定有べく歟と申ければ評定の事よりも帰宅
八声を聞て十二時と言ふれを土居聞て宗三の
出仕を待んとも何事を定むべきや若士を実

国立公文書館
National Archives of Japan

退て奥へ入ると入れ違ひに康政卿を主出んと
みの此曲を所望しもし一家之興ならば亀の所縁
も有べし家之興ならば康政卿出勤の日を撰
度旨申入れば康政卿出勤を止へ
其礼の為也急き退出を為へと主居恐
入る体也心を静く事の道理を聞き度へ事新
らしき申事にあらず君臣親疎の内より守る
事也康政卿へ参りて
終に人を以当内申入れば康政卿平田所退出
の事再三辞吉申上ると少許辞ありて思召を旧切

を忘さざるとの事也君御うなづき
ありと笑ひ給ふ君御うなづき給ふ
此比の風俗平田の所業を源右衛門所
と称し君子を平田の入幕と号け不取用
物也殊に家倫も家之齢傾き国家の元
う処にも家禄吉を入れられ過ちを改
めざる家門無昌運長久なる事也
一兎も打法聞入ざる奇特也思ひ切を為
家之興隆を心掛其度を心得の程を
修る儘の世能く流れ申れを康政

大きな怨みを結び諫言を大きな害也物ゝ殺首を
出すと雖も多く過ちを改悔を改めんと
腸の刀一度を無くへきを出ると雖も思ひ設け
事なれども殺すを賤しき近士の撃を向ひ
能く党を結ぶ家を滅ぼすを達くを三年近
くも今年を出ることの如く家滅亡を及ひ後悔
ひ都て家を思ひ出すを早晨をめれ
ども一朝の思ひを小成経雖ども
能く一理を向く合堂を廉次服すを為う枚腸指
深くを為と指を首を水も洒ぐを出ると家

むさん為を枚次弁ち殺其外勇気有く
智恵深く礼譲厚く人を接し君を仕つり善を進
め不義を諫め賢人を挙け佞奸を退けぬを道
おを為を家を治のひ出ると小出悦乃思ひを為を偏
よ父母のごとくせしめ家三刑をられ之を国
務を猶消をるを為を敬うぬ枚を為うを
うりをれども近習の若士共家三の賢人為して
ごうしをを為を久しく為を世を弘く成
ぬを悦ひ枚微多を殿の代領き花僧尋を
き楚を滅ひり枚事を為を知しうれ断

内務省

[illegible]を君侯雪を穿ち氷を破り兵を練り士を養ふ只群
臣口を噤ぐ為人目を忍ぶを以てなり平田の侵逼益増れ
ども城を鎖ざるを以てなり然るに今及縛和を受諾を勧め
ざるの人なく名を列ぬるを程のなきを以て機密洩れ
漏く庭上水の氷結するが如く至急なるを以てなり然るに
しかも今野也商議も未だ決せず況んや廉政卿の御意所を出
ざるをや況んや神州の乾く陽なく風波を沖

津白波諸田山人の情状を尋ね審色を出さず明
暮よ朋の労をねぎらひの言葉を今更ら昔話を
ぶちまけ見えふ斯て家二の一類親
友を救ふ為めの城を囲まんと已う領ず
百騎を討を向ふ一矢射ず勝ちを其外の者共不審
ハ活をされ此度ハ
和山をも取ず出来ぬと
て神[illegible]家二練を教ず君

の不義を糺すに忍びず正家の滅亡を待事且ハ若
覚也不忠也安吾を運ん任せんと評儀一途に
て相極め平田通へ大勢を率一汐寄をそゝめ申
を正信の家中猥雑をもつてこゝろめ而り先の源
吉郎門ゟ親子三人を一同ゟ押籠ゟ者を
引くゟ出ゟを久敷黄門こゝろ企をを出ゟをい
つまのめく汐勘し者ゟ所ゟ大勢取巻止めきり
黄門驚き給ひ是ゟ何事ぞと御事ゟ十指の次第
まく平田の者共をまかれ捕ゟよ申ゟれをこゝく
仰ゟるく湖ゟ暮ゟ居給ひ為ゟ玄宗皇帝安

祿山ゟ謀ゟ楊貴妃ゟ図事ゟて蜀の國へ趣く給
ひゟ馬嵬ゟ原ゟまく汐事ゟ
一昔偖りゟ相国一ゟ
へ帰ゟ給ひゟて去ゟよ宝三ゟ亡親の思
ひゟん事の和ゟまゟ宝ひゟる為ゟ急きゟ給居
ゟく政務ゟまゟ若君へ譲ゟをゟへと申ゟれをい
ゟ程ゟまゟうへゟて天正元年重陽九月十六日
正家有自得宗性ゟ等ゟる法ゟ年三十一ゟて
剃ゟ給ゟれ陸ゟ奥ゟ平田の雪ハ一間餘所ゟ
押籠ゟれ要の心地ゟまく居ゟりゟる君ゟ二度

内務省

見ゆ見ゆ事叶ひぬ活く物思ふなよ
汝君の一日の恩は百年の労を償ふ
ものぞと疾くまゐれ恩山四万仞大川
彼岸の岸を隔てて雲を会を南無甲
雲方極楽世界の教主阿弥陀如来本願たのもしく
況飽て別ん婦習の中一の蓮を迎ませ給ふ
と慰き別る死入ぐ座の外づし成ぬれ
とゐるよ打うち也父母妻の士とも夜明ぬ雪
う見ぐれを何方へ落行ん方もなく
涙雨る遥ま道新人行かふ中美しき女房

の何地根をおろし川は身を投げもろしを成
て岩の硲も深き無つぐ也南無阿弥陀仏
と唱ふ業て通ぐ相も雪も中ぐんと急
き大勢主殺死殿を引出見まを疑ひもおき雪
も美ぐうし姿形も誉り果報の主餐薬をみ
れ目も当ぐ也多野也ぬぎも児のねぐられ
餐を接澤の池地玉座と見ぐて悲しきと天ぐ帝
の御製ぐく思ひ出されて涙問ぐ言
おもれ甲斐なき姿ぐうと今一度見まおもふ
共も沈ぐまぐ沈ぐまんと勧き沈ぐまを給へと共

一条黄門ハ政事をも勿ノ〻の任心た
譲り出家入道しるん〳〵行宮見月傷心色在雨
世界南全阿彌陀佛をとなふ北條原文ママ
編旋侯者の若者共を集め去年より我
如詰をなり平田の親をを殺し〳〵
情をもなく如此也いつの〳〵彼をを討く我
う妄念を散し雪う亡魂の恨ミをを晴さんや
し思ひ也海等も隨分陣を固め関封をせよ方便
て毒酒を呑せ過をかゝをを申出よ罪
も落をを為しをよく悪行をを所ををよく構をへ人を勿

生ゝ源名〳〵うをれを勿〳〵多〳〵の任心た
とく〳〵うん〳〵行宮見月傷心色在雨
穂 断腸声々殿螢飛思消無孤燈排尽未成眠見
うをなけ聞なつけ須神社乾〳〵陣をあ〳〵或時三
日月を任覧〳〵
あつまりし〳〵人のやねをさく〳〵て
をゝき当日の月うる
情動於中而形於言と文詩の事を書をり〳〵筆の
跡をを漏をれ
一條入道殿流落の事

さるゝと連合乃其外結社の會十姐番の遊びなど
称して夜更迄集り囲碁俳句を以て楽しむなど地方
と称のはなはだ天納なる神しき多く悪事を重ねる者
等の如きも悪事を重ねる者
なれども相生の郵便を開くの如き主人を知
らざるに相生驚き者松安並を呼ぶに際し囲碁
の如き若し生きるものと信じ者ゝと言ふ
ばしく話く事のごとく思ひを入く見
聞をる如く何方ゝいふ方便の者
きを知れば処刑しく事強大なるを援助を

甲斐あるまじく急ぎ実家紀州へと人を
しく言ふにしく専ら何事やと来る知を
天神ゝ海嶺を開け君逝来連歌十姐番の会い
和くる首を討る為ゝ企のごとく告げ
者ゝ海知ら事や者の俗ゝ裏ゝ
中をしく修ゝ時間をしく申
れる専ら楽ゝ者の先ゝ実を露けの
ゝ尋の出ゝ何ゝ修ゝ君ゝ
早何某ゝ危しく雑ゝ角ゝ有程の事
残をゝ申れる此ゝ修を待しく共考

被命ハ此旨ヲ告ケ事者ヲ召シ甚四ハ押籠重キハ
手ニ同成所ヲ番ヲ以テ専ラ所伝ハ家ヲ
ノ怖レヲ去ル出頭ノ心地シテ其ノ名ヲ以テ老后ヲ
害ヲ入道殿ヲ他国ヘ送リ将若君ヲ之親ヲ
物ヲ援見ヲ主君ヲ逃シ出ス事大
悪逆ヲ似ヲ主ヲ守リ立所家門長久ヲ
計策ヲ私ヲ天乃照覧ヲ所ヲ
京儀一同シテ入道殿暴悪積ノ所ヲ番帳書記
ヲ稲吉民部ヲ遣ヲ出ス也江村中納言ノ方ヘ
ヲ申ス処ニ此中納言ノ後ヲ一年入道殿ヘ

向ノ時之親シテ加勢ノ大将シテ先中村ノ家
者共ヲ番ヲ書翰ヲ通ヲ之ヲ中納言ノ後ヲ
差上シテ之親ヘ援見者ヲ以テ帯代務事数入
道殿暴悪ニシテ言語ヲ絶ヲ主君ヲ逃シ出ス事
第一ノ事ニ京儀一同ノ上ヲ今更ヲ
乃リ以テ援見ノ事所家門長久ノ為ノ礼ヲ辞ヲ
ヲ所ヲ行ヲ可キ同心ノ返答シテ京儀ハ悦
ビ如此出ス方便ヲ相傳ノ主君ヲ主ヲ
ヲ之ヲ源名ヲ礼ヲ録リ如シテ諸列ヲ豊援ノ方ヘ
送ヲ将ン之ヲ神儀シテ若士ヲシテ近来ヲ西往ヲ

海ふを経て此龍華の城下迄登る此城迄の一里こゝもとゝ云れを入通殿舗事とも云ふ
先年吾妻先非を悔て翔を捨ふを悦ひまし頃ハ天正二年甲戌二月半を船みく住
給有由にてとく下田浦とく出帆ありしに大風吹荒ひの海を山の端より雲のごとく起り
て同時ふり雷雨陸地へ出田山の峰より坂を渡きて乃芳かしの汀雲母大吹荒見渡すに
四望皆くこゝ湖海と著給ふ当麻の須を見るに龍華の城は出給ふ城の石垣ハ
田舎ものれを大山櫻庵の錦と房家卿をしまし也給ひしとうや抑龍華と申ハ石の形
龍ふて二つ蛙龍石ふり所ハ口社岡合ものれを龍の口石と云を略して龍華と也又一説ニハ
奇石の中に更龍の勢ひ肺のれハ龍有島を略して春山嶋ふり舟帆通ふ

山今日の希有の形勝を賞し且つ笑ふ其例
の靄雲聖応兼迎の雲のごとき神秘不思議の筆
勢也傳へ聞画工應挙五百羅漢梅の古木といふ名ゐ
有一天狂ふが如き幹五百の羅漢の如き岩の奇なる物の古木枝
中より此梅を屈風の如く生ずる其うねりまき龍蛇の
如き幹枝ハ東風吹ども自ら
斯る奇特の有様なく見る人感をなんとやや
様深有哉秋を錦の如く見渡さ
也ふる筆の名工有様深秋を錦の如く見渡さ

ふくく滿湘の風景を深め漢陳錦をふくく書候
の靄気城舎も河も実歟実歟の石の数遥一ふ
景を見る日も有及百日を経ふとも盡ふ事
中ゟ東ゟ男神山西ゟ女神山有ふ東ゟ陽西ゟ
陰天地自然の形也阿の龍を東ゟ有伊の龍を西
ゟ有陰陽測ふ事也棒を数十丈の布引景ゟ
ふ作く景佛景唐獅子ゟ景千疊敷景障子景國俗海
邊石を伸ゟ景ゟふ見ゟれゟ鶴ゟ山の洞ゟ号
しゐふ洞ふり其中ゟ号ゟき立像有迦葉ゟ者入定
しく如の涅槃を閑ゟ知しゐふん月代閑の鶴ゟ

早き月日貝深世ハ牛の車貝駒乃仮貝名乃玉貝
まこう貝名もなつ(なつ)しき世部貝思ひ惜貝の例
春ハ鏡貝を個の帋乃 原書闕 横貝様貝馬貝鹿貝沖
汐舟の帆を貝夜明を告る鳥貝窪(な)貝その汐貝白
貝赤貝寸貝掌(な)貝時貝筆貝狂き仲や甲貝鐘貝の
し貝ろ貝し貝ろ貝竹のこ貝を貝鐵貝雲貝龍貝ゝこ
貝清(な)貝情貝時貝片口貝名ハ数ゝ種ゝ云計ゝ
知ゝれぬ雪の色散ゝしく若乃如くゝ折れを様ゝ
深ゝハ中也入通ゝ法筆ゝく
薄ゝ世ゝ種ゝ

を過て水蓼の岡ゝ
出入汁の自然の深ゝ
細ゝ名家卿

水蓼の生ゝる ゝ 多
名ハ云ゝ筆

内務省

日本云々以下誤ナルヘシ

と謂ふも此所の事也やまとん遠坤の方位の
称なり船の島長島猿嶽(八五)竜宮(八六)とふ有此大船の
島の首船りを周る大きの国の老皇帝支那四百余
列を討平く勢ひ天地を清くつゝ日本を攻(改)め遂
へんと萬将軍を大将として日本五畿五道を
四方に十七里を動へ其他よ多攻
へ数日(百)よ三百十餘万騎よ當る此勢よ七万余
艘よ名寄よ文永二年八月十三日九州博多の津よ
押寄よ日本勢馳集り防戦よとゝへ九
牛う一毛大舎の一粒よ當らぬ程の小勢なれを

筆を列く俗の口よ入者也と日本一列の雲霞
何ちんとて周章騒ぐ事斜ならず帝驚き思召諸
社の幣帛の大法秘法哀禱を傾け肝膽を砕
きふ都ち六十余列大小神祇霊験の仏図り動
使を立られ幸帯を捧ぐる元上中下二千
ア社八申よ及りぬ神名帳よ載ちる所乃三千七
百五十余社よ到り山家邑里小社礎社道社の小
神までも浮戸開こゝぬ八等ぐりぬ弘安四年六月
十七日萬将軍ち七万余艘の船門司赤間の関を
経ぐ長門周防へ押渡り海中を埋ぐ多船路ち

時風止雲開ありて四
方を見そなはし風烈
雷震きて雷光地を激
或ハ荒磯の岩を當く撃蕩
波を走らせ一人も残
ず皆波當國を流去りぬ
すゑ島と成四面
の船ともの船ハ悉く破
道ならぬ夢の海すら如
僅ニ五丈許なる海ありそれ共湯ある岩の東ニ屋
風を防ぐをたよりに立寄るやうやく船ハ
の漏き所一二尺をうち漏く向ふの方へ初まる
道とせり下ハ蒼海の汀なれ共碧波底澄て奥亀
自在ニ遊ぶより所の漁船の男婦乃女ども常ニ往来
する通なれ共和く気を見る人も肝を冷
夢乃海ならずハ実ニ也とをし実を渡り
て一白八船の島を見る甲と宝へを注往の面く
うる庵き所をハ浜船ニ而ニ申上
れを入通覚ありと第九夫人界ハ如夢幻泡影如

露まゝ如電と金剛經よ說き玉ふを
ト行ぬ身を持ゝ危みしゝ千年の
秋を待靜よう〻ゝ厄を祓ふんとハいひ
我も又知恩ある者の多ハ
とい悟りてゝ何うでん〻ゝ便ふこうん所ゝ
所迷覺者ゝ色〻ゝとて色ゝ風吾ゝ名
の例ゝ數百人無事ゝ百ゝ所ゝ指ゝれゝ
入道般若機經ゝ雜ゝ一首仕れゝ佛をれ
ゝ專持大膳ゝ行くゝ
いくゝをうめゝれゝ行龍事ハ〻ゝ如者

の山ゝ如ゝ
入道開ゝ古昔興福寺の別當善承僧正開度ゝ珍ゝ
しゝれゝを時馬ゝゝ和音乃但正ゝ
ゝ和音乃但地ゝゝれゝ
きゝ龍事乃大膳ゝ〻ゝ
如京

心行ゝん人ゝ見ゝゝ土佐の海ゝゝれ
ゝ諸事の儀
入道頂機經基ゝゝ
筆ゝ様ゝゝ事ゝれゝ若士ゝ人ゝゝ

来り君を迎へしめ
先年の如く
ふよう大小の
多く
の面々を
事由を人数を集め
船を
船
大変
御一門
見
先
ん方便
後の事
陸
海
日
多
の岡の

[illegible]水藝の岡の凌の湖れ出よ數[illegible]
帰る島地便[illegible]
増をつくへまるしく[illegible]
[illegible]痛ハ[illegible]
[illegible]有深山の奥へ逃[illegible]
[illegible]春の[illegible]
[illegible]
[illegible]東山路西山路[illegible]
陸伊豫[illegible]
京都の[illegible]

上人邊土遠國よ[illegible]
へ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
地[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

れ

中村陣を囲め攻寄事

安加久見左衛門八郎用の者ども三拾余人、急ぐ所向う大勢なりとて、池兼ね八何事をと訝れを如何くの次第も入道殿八豊後の者也能を教せんとの者也一條殿数代恩顧の者也能を教せんとの事を大切に思ひ

此謂乱臣賊子逆罪の第一歩地入きする所也和

京進立石右京進江口玄蕃橋本和泉山路出雲伊東対馬岡本平次上山出羽左衛門同源介小島

七郎和田与野伝蔵野町四郎丸沖長四郎大

塚八右衛門彼是世之人其勢五百ノ拾騎中村

つを押寄ル斬ぐ中村家老ハ入道殿を逃出し

候所の軍兵衛も出ぐりれを打破一ノ堂

孫左衛門攻ハ死罪又を逃散し其家ぐを迎見

し我宝を改め者を改易ぐと彼人ぐを

定め評定所ぐ集り経緯書ハ有る所ぐ加久見を先

ぐしぐ之方ぐり取巻岡の辞を揚ぐり中村ハ

思ひ中ごろなる事ありて
三人打ち伴ひ船にて
ひそかに出行き其間よ
討ち入れ共多勢助かり
方へ逃げ去る羽生陣
の面目有ず再び人を
集め勝ちもとを大肌抜き成く掛入り切て死り
為松兄弟ハ鍋島の
巻三日三夜息を絶
振ひ払退けて失
と勝岡を挙ぐ引退き若者ども申候家老の名義
ハ半竟百千代殿を立
罪を書人ゟ帰ゟ理りなれ中村の
と称りくと勇ましく伊予水を平次諫くゟ
老の面こそ君よ歟ゟを
ゟハ古人の詞よ
ゟ同一所に向後
禁ぢくこそ君と
うちさゝやき引退をとて
岡の辞を挙岡こそ引退ゟ

初め近習多積の老臣逆意
や有るを待所を引退
き玉ふ仍而しかれども
ん与下心安んぜ
し思召へ近進者
を玉趣を含もの
の近習く頼し中村
を国人も若君壮年
し昔日を玉親近里
大津天竺の古城を
津の注所を申
を授之位を
を速く注箇中
良友を進親奥頼
玉ひ政を
玉ひ政道を私
親奥御名例の事
十五日三拾三歳
の別墓
少寸称特を
奥の嫡子新十郎

国立公文書館
National Archives of Japan

さる新刻若忠兵衛中村の娘仲と家甚後兼名流
吹兵衛は入娘をしてこの生程る中村の士兵八親
真る分ふる者有り大体入通殿を逃歩一面人兵を退くく世
ふるは多一入通殿を逃歩一面人兵を退くく世
を心外悔る事多き若君中村を引揚ひ大津く
痛うるへをいうる生んとくく半無一こあひまる
後悔先立とハ今程の事を申ふる程の事を
て山よりる人山よりる人ふる程の事を
乱河田好恒う山外法師を結ひしる大変おりひ
あるとる通殿若を退ん仰をうるとと称し

これとも実を知を驚めしく已う蔵を辞ま振
兵ん等これを天是を聞をや悔こんとく
て押へしむ剛力の程ふ帰しみき急ふや角よ
れ一条殿の来ま蔵しる先義也中ま安垂先系ち
教を一条家乃家臣也行条之親の下知ま分急き
調をふしとて通殿の蔵ま楯竜る方ふ代殿の注
進を初ふ的事て大勢美向る先系ち移しる事ふれハ蔵を
出陣をうるふ勢意く討きうきを一門家のる
一所ま集り腹捻くふ生程ま入通殿兵腹

の徒伯の御よ着なひ為き船より上りなれハ水
を楯ニ取ふく船を漕出ニ而通殿ハ注進ニ而
早船ニ而通報を乞ふ〳〵ニ而ハ
物有ふへきそなきそなねい歩ニ而
伯宮御か惟教ふ待へきしニ注進ニ而
痛敷ニ事也と急き注進ニ而
触きよ痛りり甚後伯耆守ふ
よ警き物ニ而ハ急ニ事ニ而ハ
お懐を通ニ而ハきまんと申
あく注進と申なれい何者ニ而
ハ

一でうて伯り主ニ而ハ
注進ありきニ而
むこう後嵯峨院ニ一の皇子宗尊親王
軍ニ将り下ひしニの官を辞して都ふ帰ふ
「りまへい事ニ人の物ニれうまい嵐の
世の中ニ船をニ而ハ思ひ当ニれう
新くの通殿ハ注進ニ而ハ未々痛多中村ニ而
ふる大炊御門経任ニ而ハ土佐ふ
人くを通ニ而ひふる再び拿ふ新ふるニと思ニふる
よふい事ニ而よふニを而へニ中ニ而ハ心

をもつてうたふ

嵯峨山は加久見の形見石の事

彼加久見水門を営時金杖の強力也依て嵯峨山
とく加久見とうつり宮ゐの南より新香金降の
霊地あり加久見水門若年の比より深く信し
月毎をもつてうれまで近年世上総劇公務の閑暇
より物きて不案しうり秋齢既よ傾きく昨日を教ゑ
身よ非ず観音人今生の注瞬元の若き又き境生
前生の為とく五十年の後世物山へと参りける
此嵯峨山弥陀洛院金剛福寺と申ハ嵯峨天皇の

注願忠仁公の報恩とうつり弘法大師よ勅詔有て
弘仁年中の注草創也今ハ千年観音ありて地
形の勝絶を見るよ注を大悲の山巌くと筆へ尽ぬ
御大の雲霧々統とうつり前ハ弘誓の海漫くとして
波浪不及の報恩くまつり此寺也うつハ月輪山と
号し金峯山人住持の霊場来く障碍をなす上
人一心の精誠く弾仏とうつう結慶教き星移を
せく右よ月輪山を改め嵯峨山と号ス也くて十千
二億恒河沙の井の中よ教者の功徳強よ勝まさる
蓮剣塔婆世界の衆生よ我国の因縁也とうつ

吾國ニ於テハ四列孤山金剛福寺ヲ原書闕ヲ遠ノ補
院洛界也ト云ヘリ往昔之住頭郷文明年中一条教
房公ト一所ニ當國ヘ下向ノ當ニ此郷ニ居住
シ給ヒ顕郷
いまそしるしめすの原よりくまをやうく
春のうら波立ちとともに
新玉南のそらハかすみもてる
山の端の月

もとひ年一ヶ年ヲ和ヲ
節供今ヲ開ん

此山ハ本無野権現童姫ノ地也ヲ大師ヲシテ
観音ヲ安ノ生ヲ給ヒシトヤ云ヘリハ一山ノ衆徒
勤観音堂ヲ建ク護経ヲ過ク無怠之所ノ拝殿ヲ於ク
護経ヲ年ヲ我等ヘ退ク文勤ノ者無給宮ノ刻
ヨリ辰ノ刻ヲ節供也カシモ無慢ノ色ヲノ
妖怪物ヲシテスヲ當山ヲ放ヲテ南ヒヲノ天
狗者是護法神也ト云傳ヘ雖有魔及魔民皆護仏
法ト経文ヨ是ヲ勤行ノ退ヲ退ト題ヲ善悪ノ
二教ヲ為ニ勧ヲ学ヲ此山ノ東ヲ窪津川ヨ
ヲ西ハ杉尾ノ原井川迄其間百八十町牧境山ヲ

護まも霊陳の一宮玉津吉神金毘羅大菩權現大
戸八面の荒神佰よ八面(ヤツヅラ)と云ふ化粧堂二の玉ふ伊勢
内宮濱の宮實を無野玉ふ加茂の石ゝ社
ゝい鏡乃玉ふ此禁を天狗濱と云ふ長さ弐三人
一指を挙ゝ降伏しゝ時よ天驚此所よ落ゝ
嵯峨をゝ赤よ天狗をまと云ふ此歌さ(ヒ)ゝ赤よ湖の
濱をゝ申也

いつをこう海士神衣よ志ほをんこうの
をゝ神よ血有雨のこ
と曲侍乃報玉乃後しゝ此所の事こや之鉛石と

ゝ石面ゝ刻字服有ゝ有愛治(アイヂ)當宝治(タカ)當ゝ手博
當石の鳥井長大師乃一夜ゝ刻ゝ一夜既ゝ
明ゝれをゝたゝゝゝ其後ゝゝ云沖よ初ゝや當
音楽石と云有生乃大士不退よ報向ゝ箭笛
琴管弦海岸よ響ゝ伸ゝ音楽當と云ふ此ゝ
山七名思議有本堂乃前よ龍石ゝり毎夜竜燈此
よ来ゝ仏前を照ゝゝ来半乃美瀬ゝゝ毎夜五
の時汁よ本堂の庭へ瀬差ゝ潜をひゝゝ龍鳥の
無根ゝ龍鳥来ゝ箭をゝ毛歯の行と行ゝ鳥乃頻
汁を治すとゝゝ年時の雨ゝゝ毎日午の時よ雨降

也瀧の滿干の石のごとく石のごとく進退有又不增不減の水のごとく石のごとく二三百人しきりに石をなげ雨のごとく降ども不恐動ず女童男子を以押ども動ず也又強力の如更押ども不動ず時有人の罪の輕重を其人の罪をかぞへ合ごとく共石を以打也犬石有ハ時々刻の大海を築ひ數ごとく石となりしと云傳ふ當寺供僧補陀洛ハ海(ノ)(阿)時海の例賀登山人(日四坊)関坊何日山人と中ハ一乘院の御宇の人也長保の比神陀樂海渡の者ハ雜(行カ)

功累積し侍りしより年を日田坊奇瑞多く先渡海者しうハ山人曉歎の事り立髭(擧カ)投地聲(カ)淨涯常國安善の大領等我の某常ハ師弟の契約有るや伴ひ渡海しきる又阿日山人を後花園院の御宇の人神陀洛渡海の約ある事をうしろハ享徳四乙亥年正月二日の夜亜の刻庵室の戸を叩く者有誰ぞやんと山人戸中より差出給ふハ播列の修行者正実渡海也とて一通の書を託しまふらり山人渡海の約ひよ二六時中急り

内務省

ゐる事ゆゑ彼れ何の憚りかあらん
寺院の如きを今ま
我と云ふ仏を
法をしるき
あしきよの衆生の
月をみるごとし
鄙の糸（原書闕）ひゝみ添ふる我れ又きれてきれ
縛こうこうを
それ仏神の降臨を祈的のまゝみく粉をつくへつの
らすと古賢の説給りしかる中ゝ是れよりの彼

汝等ハ一文の通の者也しう法文をゝゆゝしき
候ゑゝ山上山下過現未の事迄まゝく言当りれ
ハ人皆奇特乃思ひをなさん其比又當國一宮の
善楽寺宮田律師とゝく特（原書闕）の法華特経者にて其
姉よりの松丸とゝく九歳なりしより経
者くに日数を経昔のゆゑ集まりしかば闍提救世の
誓願よりくも覚果満の位を得ん十方諸国土
を割（不）現身の利益を施さんとゝく足柄山より海を
止（原書闕）去ぬ列（ヶ）里人民ハ歓ひ是を称ゑり物
憍慢放逸みゝく（原書闕）を運ぶ者なし愚癡不信みゝ

て念ずる事縁ありて流生は便ち一刹
法界正覚の都まこうくいやと歩まこやまふ
う良有く阿日山人源物紙墨を慰めんと二部の
和歌を誦しうひ又宝ひうう物代く院をも多
生廣劫の宿縁ありて生を合作しを得りとい
ま生人の心をせ物語よ随ひく若巻通塞の運有
る事きうや下山の時を双鳥と物く海を送う釜
山の時い急き路険よ向ふ也弥や縁師と我と
多生の契有く法会談論の法味を考天うけま
釜よ帰んうとく庭よ立出身と出大身下出

水の音物を驚りし刹那よ三百十ま々眼大悪并
よ物く相好を光明言語通断也世尊古世の若思
儀も叩くやと計ま係恭敬の所并い挙うを
と見くく和の堂ふしうまりまり此原書闕妙よ驚き
律師い急き堂物山よ登り此通夢を得うまり
西実沙弥う朝ま通りん三首の和歌を書ん結
人多を歩く驚き歌うをも物事ありまうを未
代まで物原書闕絶ま和く竜まん信心
の水澄めい利生の月崖ぼまんや心念弥室過
念々勿生疑とうり斯く山人六年を経く堂も

為川むらへ八百庵室を開へ奥香蕙郁（郁）一白名数
乳して南方より渡海して紀州へ着神
大黒 布袋 天妻の宮鐘樓堂宇を和泉或郡の墓と
いふ古墳者上東門院の庄時乃人奇仙乃程を世
小著し洛陽世談等に墓あり之を稱しん傳者
の説なや若宮八多田満仲の造営也古事
大日如来 正身の内より清和天皇乃庄若多田満仲
造営給養と云識文解也と傳記を見之角り當山
の縁起に享禄壬辰春大僧正等海の法連作な
り此修正を仁和寺御法務より下知ありの當国

へ庄不向かり當山より庄世しうの一条大納言
房家卿所望より依く書を作山ふやいつ妙法
欽正室北宮の庄領石可（ナ町歩）とくく庄妻若の後数を
當寺へ庄不向より紀州へ下向しく錦蔵（庄書脱）庄
堂内（全上）堂無野之所（権現う）天神（庄う）影堂護摩堂其傍
に小野小町の墓と云有り其由来を記す二石
ほく道乃南傍より者北へ南を若動明を小八畳敷門天
白山（ナ）権現奥の院ふ白皇と云薬師如来手頭
天皇也松尾の天神（庄う）被う）ましまし川（庄多洗う）當川と云是を
物の境内庄庄道之里鎮護の神社秘所秘密の有

録

勢也報書堂を延慶二年より仙慶停部の造営其先
寛元元年八月廿七日正嘉二年二月四日延慶之
年正月二日度々回録(禄)をうつし文永以来仲々勅(厚)
書(閣)を拝し家進状ハ此時悉く灰燼のうき初家政所ハ
文ハ見えそうり加久見ハ書図書りうつしとうつし
此度を拝の限りうりと見えそく東方西方残らを一見
しそく石の島居の柱なとを悉く鏤と称め居きりうる
ハ秘蔵き時を是程の石を物の数とハ思そうし
う年寄り力落られを何をうんと独云しそく二

カタクカ

三十人しそく勢うし勢きし島居の柱を悉くと歩挙
て二町計歩うて二王門の多うハ落し壺うい
やしそく是ハ大師の一壺うしそく重ふとうふ定めて深き埋よらそうし
散をしそん事勿躰なくて又初の如くこうう
てやらんとうふ所ハ伯耆守の給金を見そく驚給
ハ其石初の所へ返しそく夜の五ツ所存をさて
事うれしそく此石を人しそく夯け是迄運び修理事
古今無双の強力うれを其侭其所へ重を移へ加久
見殿の所見石と号け後そく東代うそく借り伊勢の国

徒ら他所へ奔走のみ
大師の正伝まで遠ひ
久見ハ寺第ひ住持の作の出を聞ふまゝ
ゝく其後甚所ふ動く
ゝまひよ驚駭せしと
晴の渓合戦の事
天正二年之月上旬之頃
源内左衛門ゝく隊重ゝ
ゝゝう已の産業を脱
我をのゝゝ慰ゝ
源内左衛門ゝく隊重ゝ武勇の者有彼を書通
ゝゝう已の産業を脱ゝゝう明暮精業勇力唯
我をのゝゝ慰ゝ去年羽根乃尾伊山迄ゝ出

ゝ源内左衛門棟梁ゝ実ゝ源内彼而ゝ
源内ゝく其名を得ゝ彼曲者也物を数を以集る
ゝゝ国中於渥者共施拳ひ一揆強勢ゝ時
ゝゝ之親晴の渓の者ゝ大ゝ通ゝ対
捨ゝ解ゝゝる此度を少姓を面ゝ先ゝのを申
伝ゝゝ去年羽根山みて先陣ゝく
言名ゝゝる申之ゝゝ那て之親宝庫を夜
竜ゝ寺之晴の渓ゝ押寄る例の如く源内方
門衆皆松の本ゝ実先ゝう出る伴ふ如原秋方
ゝゝゝ掛来り融味方ゝり乱を火をゝゝしく

伴り合ふ事を禁先ず多捕ら名ゝ伴へんと
思ひ辻ゝる若武者共攻合を開合を揃ひ打ゝ攻む
一挙動を生死を為ぶ(減)ると生残ると相顧る事なく
寄手七日の間息を休ず相戦ふ城中の勢二百餘
人討れ手負ふ者多し三百余人討れよりも出る
者を多勢ども終ぬ深のを押破り寄又
古兵つ十五歳信乎十七歳真先為ゝ進む
首を一ツ信乎首を四ツ取ゝ面を見ゝ思ひ
捕ら一挙ら其数ら討ゝ引退ク源内を先

ハ見苦敷者積やと勝鬨つゝる声の中へかしら擬
儀ら入り組積積四角ハ面ゝ寄ゝ廻ゝ大
勢を追散ゝ又松の木ら馬ゝ寄せ乗ゝを押ふ
て加へゝゝ澤田ら郎右衛門ら槍ゝ突ゝ寄ゝ突
ゝれゝ源田是ハ叶ふ為ゝ引る男やと振向ゝ
突合ひゝ引ゝ南方利ゝ乗ゝ利ゝれゝ踏ゝ勝負ゝ見
ゝゝゝゝ源田純蔵ゝ強ゝゝん源内を突押へ
て首を取る所ゝ源内ら味方慕ひ来ゝ右郎右衛門を
下突切ゝ既ゝこゝゝ見ゝ源田ら郎ら走ゝ
来ゝ被者を討取ゝ右郎右衛門を深ゝ七ヶ所負

いうれを祈をさりうけ
を係へ主所へを帰さ
迹行を書る主所へ礼を入
程切よう仕さりうれを此勢しよ野根田浦を
黄面る所〳〵を諸軍軍こうれとも所列営を備く
よ於〳〵小若狭地〳〵加勢なうを却く和儀よ及
ふ所〳〵軍を十句よ勝過きよ所を軍法の秘傳と
をう〳〵野根山根り大
所〳〵一見の事
元親を崎の浜の一揆退治有〳〵異事〳〵帰りうよ

道第一見有る所〳〵と晩よ崎の浜を立経而の先
第を人黒石を特来〳〵先當所の名物明星石と申
りのう〳〵昔弘法大師開基よ此川よ出〳〵石経
像頭有り天よ向〳〵加持〳〵経へを一つの星降〳〵
迹多を無き事日中の如〳〵甚星甚名と成〳〵今
よ於る星の如〳〵光多也然〳〵當国ふず貝嶋を
竿的星石よて之り奇物有嶋を員を神筆嶋を
竿ハ橋多の清水よ大有的星石ハ是よ多とそ申る
東寺と申ハ平城天皇の宇大同二年丁亥弘法大
師を創の浄場也宝ハ明星院最浜崎寺と号〳〵

内務省

市多ハ大師一刀三礼の靈空觀也是ハ東寺と号
ス嵯峨天皇より以後代〻帝王勅願所也此寺昔
ゝ富户の東山今四條寺と云野山と有りしを
中比此地へうつしゝとや大師巡礼の名
蹈ハ十八ヶ所の札所を定給ふ當国ゝ東寺津守
四寺高峯大日寺西多寺一宮五智山峯寺興福寺
種間寺法輪寺書誦寺ハ社是也大師の
寺ハ是也大師の
法性の富户と書ける有名の寺ハ
云ふ。日本ゝ

此所より山中ゝ数多堂ゝ社有殊ゝ処〻
住時の窟ゝ立入り大師馬脳石ゝ刻ミ
観音を拝し此所ゝ時の文字を住時とも又
書也此所ゝ御早く波ゝ
とゝ云事ゝ云れを怖ゝ住時と書給ふゝ
ゝ也又紀州熊野當国ゝ務ゝの富户時門の如く
時ゝ云れハ三ノ時ゝ事也天津大明神ゝ祭りゝ
延喜式神名帳ゝ載ゝ當ゝ富ゝ津ゝ社ゝ
ゝ〻清ゝ〻ゝ(や)むゝ(ま)清ゝ(き)ゝ深津ゝ云ゝ流ゝ
ゝ多ゝ〻ゝ祭ゝ祓ゝ給ゝ〻ゝ祓ゝ〻ゝ此

不の事とも又一の後ち津列の宮をまうるよし云事
なとよりくに見ゆ土佐日記にまうでしと書
不也実をもてくに雲寺なりよし都法山元明院
金剛頂寺と号ス大師の最後修業と同時の営造
也事なり斜くに見ゆ雲寺と云事ハ筆跡如来
則大師の正体也是ハ同一帝王の勅願所也され
ハ寺なり仏ハ寺の宝物和漢古今の画像経巻等
物許なり遺ハすハ中ハ一つの第行り長さ六
五寸幅三寸ハ内ハ護摩観ハの奥儀
ありよし大師入唐の時常ニ脊ニ負ひ山野ハくに勤

め給ひし器也とや同一ニ寸ハ常ニ持ち一ニ六ハ
寸の鉄の杖ニ六寸ハの鉄ニハ三鈷ニ六寸ハ
鞘ニ錦をハ色ニ当をとゝそみくに色ニ柄ハ独
鈷の形也或時大師節ハある鷹ニ天狗等ニ化ー
て来り障碍をなす時ニ此鉄ニ投出天狗の右
の片羽をハ折ニ六ハくに大鷹ニ等の羽ニ似ニ
ニ鉄鉤ニ添くあり中将姫ハ我ニ袈ハ
ニ六る冠字ニ六を初めくに悪ー一つ残らず和尚山絶頂
の池山明神をまつめ山中の堂社残らず巡見ー
て行通の寄の弟子ハ等を伴ハ崎と云ハ仏

よ硯石有トセキと云ふ國の名物也毎歳三月三日潮干より際く海底より気をふき出す時は西寺の僧をよべく宝戸嶋と云ふ浦のくに浦のくに名よきく所羽根をよひ又ぶくく小都へよぶ羽根といふ所も也屋代山をよくく登りて羽根といふ所も濱と書くて也嶽大明神を祭る當國廿二社の其一ノ多氣神社是也田野安田を経て紀ノ峯より貝石をよくく登る略の形なりくく土のう

角より也大神ノ石有トいへども其證を不レ
産婦腹くく効験有りといふ事を不レ
気を而求くく帰るといふ事をくく貝石絶る事なくく安芸の郷也儀日
本紀ニ云神護景雲元年六月庚子土佐國安喜郡
少領従六位下丸部伊賀麻呂稲二万束牛六十頭
献於西大寺授外従五位上といふ安喜大領蕨我
某ハ土佐ニ在住くくと云元暦ノ頃安喜大領寛安某子ニ郎実光
第次郎ト此所ニ住ケるよし新庄ノ流をくく赤

野大明神と申は神名帳に記せる所の坂本の神
社と云傳ふ一説に坂本の社古と何地に有しん
事不利多氣の社にて保延と云甚西院を初しん和
合を已て結山に至り沙川を伝う時と云ふ事永
元年平田左衛門蓮池権守家の乱を知て俄に吉良
冠者義の討手に向ふと聞えしこの座須七郎希
義を殺らんと馳向ふ處に希義年齢山みく討ま
れ給ふと聞くに野く宮より引返し一佛の峯より私
に乗りく鎗倉く急くと云ふ伝の峯也岸辺の月
見山に登り昔土御門院當國に移らせ給ひし時
皇居をこのまへ常に月を眺覧ましまし給ふく
と也此海をつくく見渡す者と八云ふ事南に
隠る山もなく月の光も曇る事なく又双びなき景地也甚
先此山に出雲の八百比丘と云老尼行ひ之列を
つらねる者(ども)出雲の国より生れて八百
年に及ぶ故号くと云甚已何比丘とこの山里より
住ひ給を或時老尼を比丘尼を伴ひ船に乗く此沖
に漕出を俄に大風立来く船を覆へし老尼
ハ波のうへを平地のごとく走り遠南の方へ行け
るう後に八見えずなりぬと伴ひ比丘尼

溺死しく死骸此汀まで歩立ちうれ里人皆を葬く
立人塚と号く今に塚の形を見て其所の名を
立人塚と申也遥に帝国の松葉を乞ひ其松乃葉
多くを年を経しとぞ事を新しき初毎に波
来寄せ枝毎に霜乃飛返る面白しと見るも暫へ
ばしく毎人よめる哥つ見渡をも松乃うれこそ
往来ハ多代のそうそう思ふ為こそ其字多の
松原と云も此所の事也夜須乃笠松を云事見ゆ
るす九人斗みしく四方へ葉る事十余丈枝を
等を御く為れもそもそも此汁也笠松と号ふ其末

生めるりしき事画工ま筆を向く筆を留と云
うる彼業ノ始皇の狂指の時雨を凌ぐ由
原書脱
給しく大夫爵を授くれしく水を汲む
又等びあき名水れと清水流る物語るも
ハ此るる旅人も飲く夜須七郎う旧墨を見くも
多此里ま立り錦日市紀ま天平宝字八年十月壬
申帝帝遷御渓路国此時池田親王為二諸王一配二土左
国一云く古老傳く親王此地ま流れを給ふ故
王ふるとりみとうや雷宮の宗我大明神ま清之代実
録ま奥観十年壬従原文十二月廿一日庚戌授二土左国一位

宗我神従五位下ニ云々此所者
名集ニ香美郡宗我ト云是ヲ中比宗和郡ニ近乗
香宗我部ト唱傳ふるを國俗下略して香宗
と申也ニ有ル深渕の郷大谷野ニ宮ハ神名帳
ニ載ル深渕の神社也古事記速須佐之男命ハ
島土奴美神八島神生布波触摩久奴須奴神布波
神生深渕之水底礼花神ト云リ深渕の神ハ此
事ノ國俗八十禅師と申也彼底須七郎男ニ宮ヲ
より傳ふるを也三代實録ニ云貞観
十二年三月五日丁巳詔授土左國大谷神従五位

下ニ又云元慶三年九月廿七日甲寅授二土左國従五
位下大谷神従五位上大谷神社の(八方)三代實録両條
或説ニ云在吾川郡神谷天石門別安國王主天神
社也ト云是ハ廿一社の其一吾川一座ト云是也
神谷を元大谷ト云しより天神の社ハ谷ニ有ル
ヒハ國人神谷と称ふる也事ハ甚正説を知ら
物部川を渡り物部の里也當國鏡川ト云古より
言習ハせる名所有此川の事也ト云説有り是香
我美郡ニ有ル川なれハ云ふに及ハず此男の云
る事也鏡川ハ高岡郡深淵ニ行り古き説也ト知

鋳日本紀ニ和銅七年五月癸丑土佐國物部毛虫
咩一産三子賜親四十絁并乳母云々類聚國史云
大同五年正月土左國香我美郡物部文連(ムラジ)金敷(キミ)ノ
女授外初位上金敷女同郡物部鏡ノ連家主之妻
也云々彼物部氏數代此地ヲ領ス是神魂命五世
之孫天道根命之後也ト云リ夢野ト云所有リ平
々タル廣野ノ内渡リ五六間長サ四五十間ノ深
キ谷行リ椀師谷ノ底ヨリ鏡ヲ造ル處ヲ夢ニ見ル
也ト夜ヲ殊ニ寐覚ヨク思ヲ凝ラス夢野ノ鹿ヤ
ラントテ西行法師ノ詠モ亜ニ夢野ノ首陀

ヲ思ヒヤラレテ袁ヲ
ウヤ此所ヨ鏡岩ト
ムヨリテ往来ル男女ノ形畳リカク彫ル也此故
此郷ヲ如ニ云又新
八王子ヨリ天忍穂別神社ヨ指ス是當國ノ
式社香美郡中庵ノ一庵也八王子ノ最モトヘリ
山田ヨ通ル昔山田宿新
宿称ヒ此地ヲ領シ往ニ也
ヨリ並生十八郷ヲ巡見ヲ為ニ越大川上
ノ大明神ヨ祭リカフ此一社美良布神社是リ

続日本後紀曰兼和八年八月朔日辛丑以土左国
美良布神預官社三代實錄貞觀八年八月七日乙
卯授土左國從五位下大川上美良布神從五位云
々槙ノ山別役の小松の宮ま事ふ是當國の
或社也うくて山々峻雜の地を見給ひ其所
の者共簞食壺漿しつ迎へまりしかば住古の事
ふと爲ずて罷り給ふが迎へ舩つゝそれ
ハ近郷の寺社旧跡を一見ふへしとて植田宮鴨
大明神ま立寄給ひ其れ廿一社の一座植田神社
也三代實錄云貞觀八年五月乙丑授土左國從五
位下植田神從五位上云々小野の神社を始し
も或社ふり土左郡布師田神葛木男神社葛木咩
神社ま始給ふ是皆廿一社の其一也瀧本乃異形
門ま猶く瀧の事を見給ふ誠ま類ふき事ふれ
ふまふん八仍ふり雄ふの有瀧の納涼を勧ふく一
首仕れと有
大きの奈ゝきむそふんと云ふれハ雲ふへさゝえて
雲を分り出ふ
一宮ま奈り神の住来馬を兼く國乃ふ今更乃如
ふ及乃ハ宝物を見度ふし宝へハ神を取出し

一覧を備ふ佛舎利七粒馬の爾五千牛の五百拾
六鏡三十七面見王古鏡鋤子沉箱大般若経十六
善神曼荼羅其外色々の宝物記し遣すを見
見く奈良寺山を経て三谷の観音より弘法寺
の住持を呼く菩薩の来摩を乞給へハ住持昔大
同三年より祀れる西の山上に草創有し物語
を聞ふ神ある国治の住人深く信心月参をなす
或時ひつそ如く来り山の半へ登り行く雲
座宝と響の音頻り聞ゆれを不思議と思ひ見
上るを観音の尊像白馬に乗給ひ数多の童子を

多を従け随ひ東の山へ飛行しつゝ是を何ふ
と地よ疾く拝し終て観音ハ東の山へ飛行しつゝ見
より急き登り行く見るを叶ハず事有く他所へ飛
汁行りまり初て仏堂を建ひ安置し奉る
ひ出ふ行ふと云ふ何故仏行方を知ず
く東の山へ飛行それを尊像を造給へり白毫
よりひゞ雅有云ふ別其仏堂を速く安置し
まり今此如来堂也観音を立く参詣多行く
昔の事共焼薬師如来二王門鐘楼を立給
ひ明ある事より那須の神社を初まれ是ま二十

国立公文書館
National Archives of Japan

一社ありて縁日市記すと云神護景雲二年十一月伊
予土左國土左郡人神依田公名代等四十一人賜
姓賀茂姓氏錄云鴨都祝加茂朝臣同祖大國主神
之後也朝舍の宮小舘ひ里人を呼く昔鈍倉男
女の濱といふ所有りと呼く其所ハ國及びさる
うと聞へハ彼者畏くも支木集とやらんよへ鈍ら
をめ秋濱よ鈍(アヂ)引(ニヤ)ひきうる濱のめをしよ(イ乙比あまひ比)ひきうる
うと後るまこの如其男女の濱をあれる歌扱
の纂綱引若狭事とも昔を服を加け綱を
引奥をもをもうとへとも今ハ多木荷り

まる深山もをもれを國佑乃哥よ
霞の海こをもこの鈍を引うへく木の葉奥と歌
鈍代若ノ部
世の中ハうらひ哦ら乃剛れ今ら能を
舩人ハ多もしくをもと今れハ云ふうを
のふうく則彼よ業田さく細代若を見ひ
少年岩よ主家伝法大師此岩よ梵字を書ひ今
よ有りきをと注覧ふれとも見をハ人乃云
ハ偽りうりとの後へを彼者いやそれを常よ見
えれ水をもくきくれハみをもとやれをさ

国立公文書館
National Archives of Japan

土左物語巻第八年

内閣

伯上云ヽ少野

明治九年十一月

田内憲晁 校

板坂昌興 校

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan